

第6次東大和市 地域福祉計画

～人と地域がつながり支え合う
あたたかい地域共生のまち 東大和～



計画期間

令和3年度～令和8年度

令和3年3月
東大和市

『人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和』



東大和市では平成6年3月に、「みんなの和21プランー東大和市地域福祉計画ー」（第一次地域福祉計画）を策定し、その後、地域福祉計画をはじめとする各福祉分野計画の策定や見直しによる改定を行ってまいりました。

この間、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、それに応じた的確な対応が求められております。特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。このような社会・経済情勢の変化を踏まえ、令和4年度を初年度とする「東大和市第三次基本構想」では、今後のまちづくりについて、従来の人口増加を前提とした考え方から、少子高齢化と人口減少に対応する新しい考え方へと転換し、社会・経済情勢の変化に適応する「活力あるまち、持続可能なまち」を目指すことといたしました。

そして、このたび、令和3年度を初年度とする「第6次東大和市地域福祉計画」、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2次東大和市障害者総合プラン」、「第2次東大和市健康増進計画」及び「東大和市自殺対策計画」を一体的に策定することといたしました。これにより、各福祉分野計画において、きめ細かな事業計画とするとともに、各計画を横断的に連携して整備することで、統一した事業展開と福祉施策の充実に努めてまいります。

こうした流れのなか、「第6次東大和市地域福祉計画」では、「人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和」を基本理念として掲げております。より一層多様化・複雑化する地域福祉の課題を解決するため、「地域共生社会」を実現できる福祉のまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、東大和市議会や東大和市地域福祉審議会並びに関係者の皆様より、多くの貴重なご意見を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、当市では、本計画実現のため、関係機関の皆様と連携を図り、着実に事業を実施してまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東大和市長 尾 崎 保 夫

目 次

第1章 総 論	1
1 計画策定の背景と計画の役割	1
2 第6次地域福祉計画の位置づけ	7
3 福祉分野の計画と期間	11
4 計画の策定・推進体制	13
第2章 地域福祉をめぐる状況	16
1 人口と世帯の状況	16
2 要介護（要支援）認定者数・認定率の状況	19
3 障害者手帳所持者の状況	20
4 生活保護受給状況	20
5 地域福祉計画に関するアンケート調査結果	22
6 主な自主活動組織	28
第3章 理念と目標	29
1 基本的な考え方	29
2 基本理念	29
3 基本目標	30
4 施策の体系	31
第4章 基本計画	32
基本目標1 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進 ..	32
基本目標2 包括的支援体制の推進	34
基本目標3 地域活動への住民参画の促進	39
基本目標4 福祉の環境づくりの推進	41
基本目標5 福祉のまちづくりの推進	43
第5章 成年後見制度の更なる利用促進	45
1 成年後見制度の更なる利用促進をするに当たって	45
2 現状から見た課題	54
3 成年後見制度の利用を促進するための事業	56
4 関連事業	60
第6章 計画を推進するために	63
1 協働による地域福祉の推進	63
2 計画内容の周知	63
3 計画の進行管理・評価	63
参 考 資 料	64
1 東大和市地域福祉審議会条例	64
2 地域福祉審議会委員	66
3 審議経過	67

第1章 総 論

1 計画策定の背景と計画の役割

(1) 計画策定の背景

平成の時代から新たな令和の時代に移り変わる中、わが国は少子高齢化や核家族化が進み、世代間の価値観の違いなど様々な要因により、生活課題が多様化する状況が社会において見受けられるようになりました。このように個人や家庭内だけでは解決が難しい課題に対応し、解決するためには、地域全体で課題に取り組む地域福祉の必要性が高まっています。

公的な福祉サービスは分野ごとに発展してきましたが、各福祉の制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民ニーズが多様化し、全てを公的な福祉サービスで対応することは不可能となっており、適切でないことも明らかになってきました。そして、その福祉サービスの提供体制についても少子高齢化の進行に伴って、福祉人材の確保が課題となっており、必要な福祉サービスを適切に利用できるように福祉サービス体制を拡充していくことが重要となっています。

また、一つの世帯で要介護の親と障害のある子どもがいるなど複合的な事例や、ホームレスや自殺に陥るリスクの高い人など社会的孤立の状態になりやすい人への支援はこれまでの福祉サービスでは十分な対応が難しい面がありました。

こうした中で、今後のわが国における福祉のあり方を考える際、公的な福祉サービスの充実を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、「地域における新たな支え合い」を進めるための、地域福祉のあり方を検討することが喫緊の課題となっています。

当市は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため「基本構想」を議会の議決を経て定め、基本構想に基づき基本計画を策定しています。現在は令和3年度までを計画期間とする「東大和市総合計画（第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画、3か年を計画期間とする実施計画（毎年度見直しを行い策定）」に基づき施策の推進を図っています。さらに、令和3年3月時点で令和23年度までの次期総合計画で基礎となる第三次基本構想を新しく決めました。この第三次基本構想中では、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応について特に課題であることが示され、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指し、理想のまちづくりを進めることが方針として掲げられています。

この基本構想、基本計画に定められた方針等と整合性を保ちながら、地域福祉計画をはじめとして、それぞれの福祉分野における個別計画を策定し、各福祉計画の方針に基づき、地域での暮らしを支えるための各種子ども・子育て及び保健・福祉施策を実施していきます。

○【SDGs】持続可能な開発目標に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。



(2) 地域福祉の動向

国では、平成12年の社会福祉法改正以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などを地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」（P4参照）を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

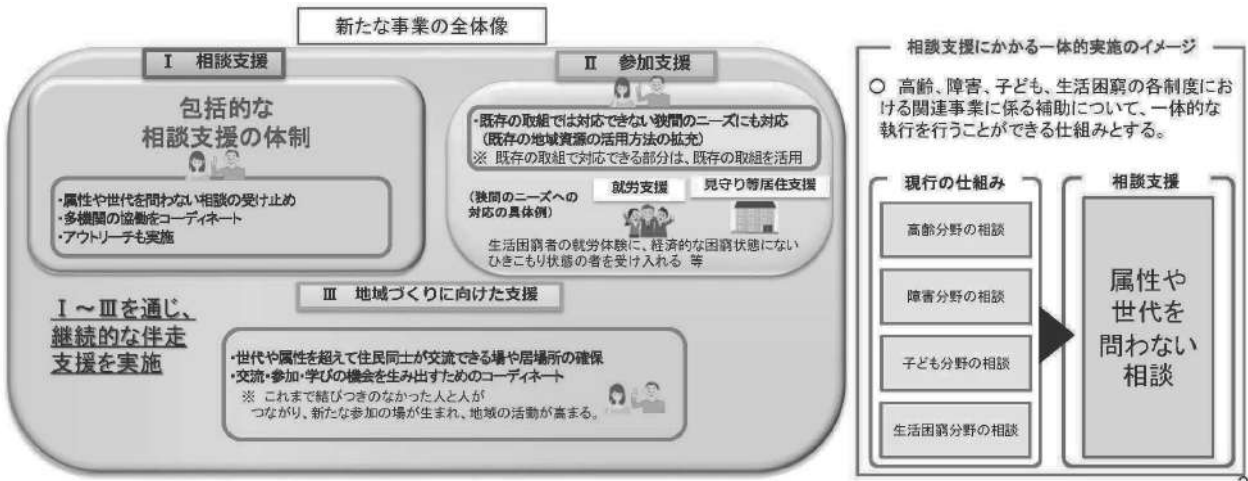
平成29年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）」の中で、社会福祉法を改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指しています。また、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする市民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、市民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。さらに、この理念の実現に向け、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定め、各種福祉関係計画の上位計画として位置づけとなる改正も行われました。これにより、地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

○「重層的支援体制整備事業」

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

今回の改正では、「地域共生社会」を充実するべく、任意事業として「重層的支援体制整備事業」を新たに設け、介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村などがより柔軟に整備できるようにすることを目的としています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに福祉関係計画全体で取り組んでいくことが必要です。

●「重層的支援体制整備事業」の概要

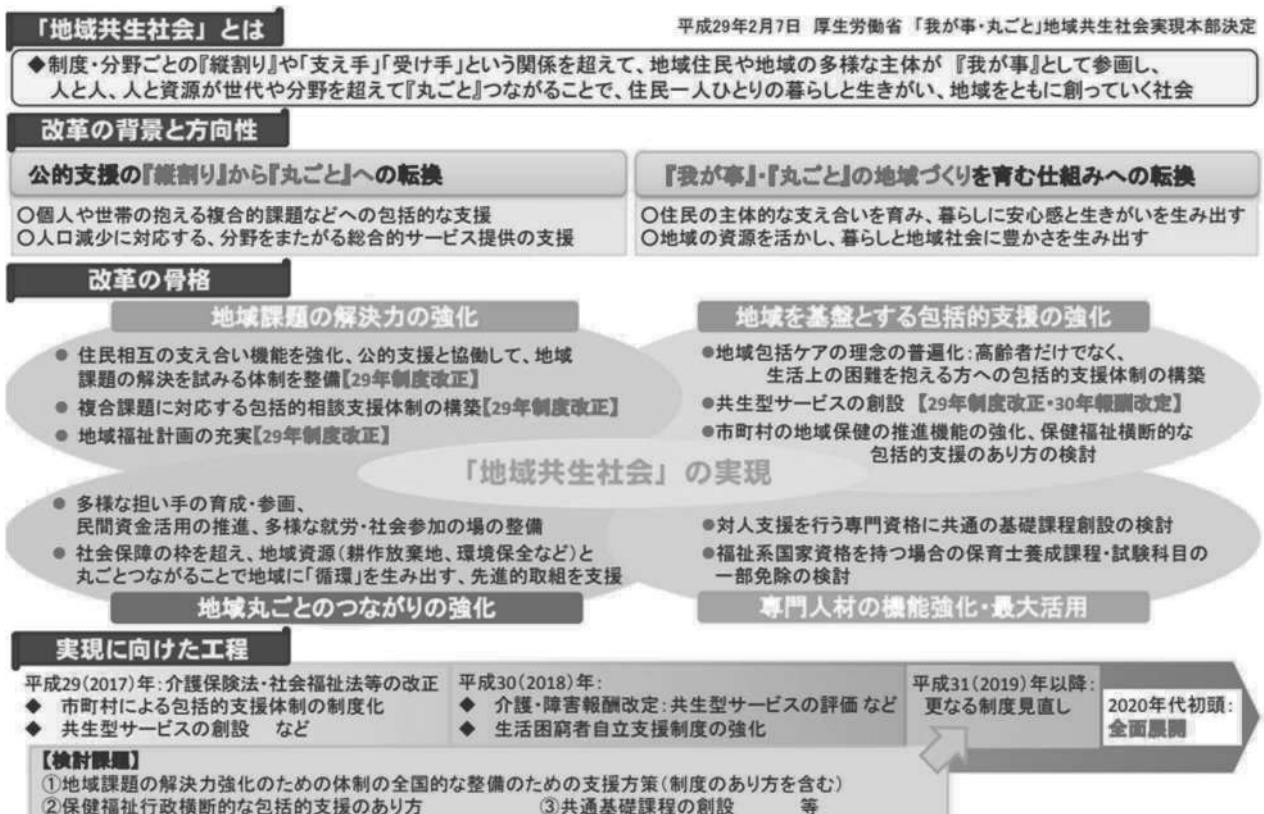


出典：厚生労働省資料

○「地域共生社会」とは

「地域共生社会」は、『「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

●「地域共生社会」の概要



出典：厚生労働省資料

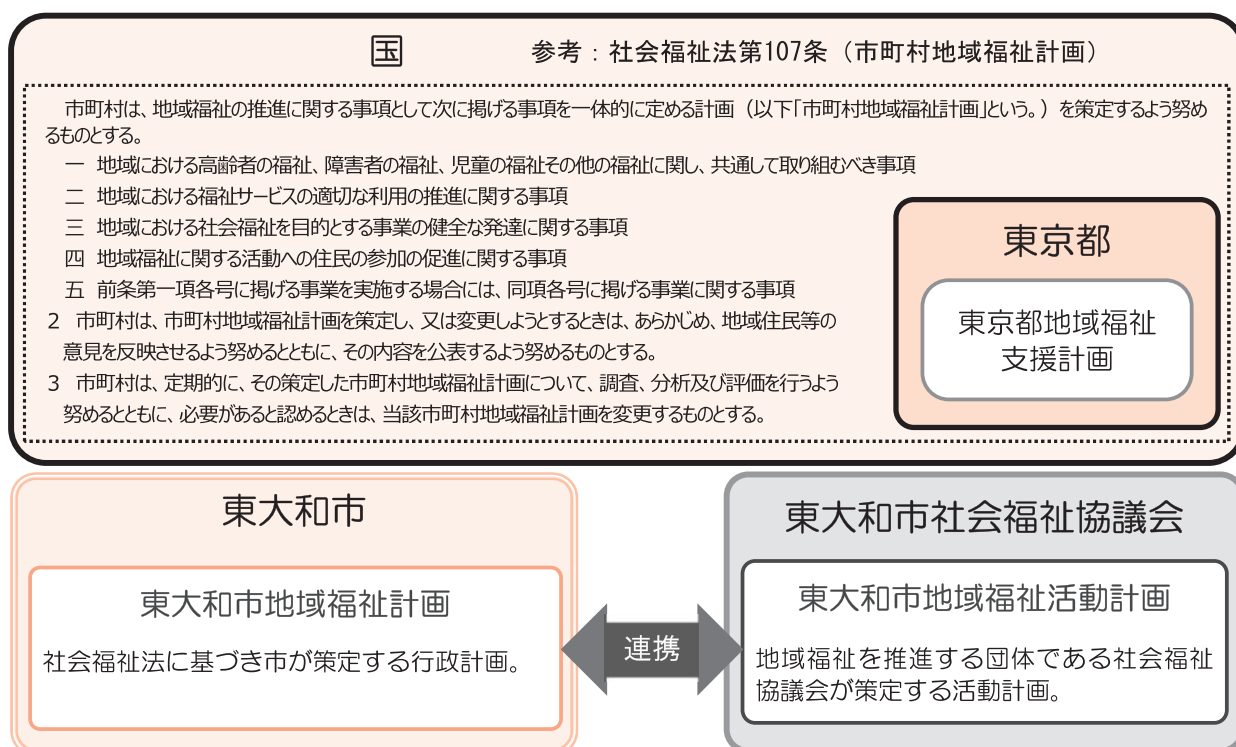
様々な地域生活の課題を解決していくためには、持続可能な地域社会において地域福祉の推進が基盤として不可欠です。そして、様々な地域生活課題を我が事として丸ごと受け止めて地域福祉を推進することにより、地域生活の質が向上して、地域の好循環につながると考えられます。福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、地域全体の中で相互に支える・支えられるという関係ができることが地域共生社会の実現に必要です。

東京都では、平成18年に策定された「福祉・健康都市東京ビジョン」ほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示してきました。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

当市においては、これらの動向と方向性を踏まえながら、東大和市地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進していきます。

●計画の関係図

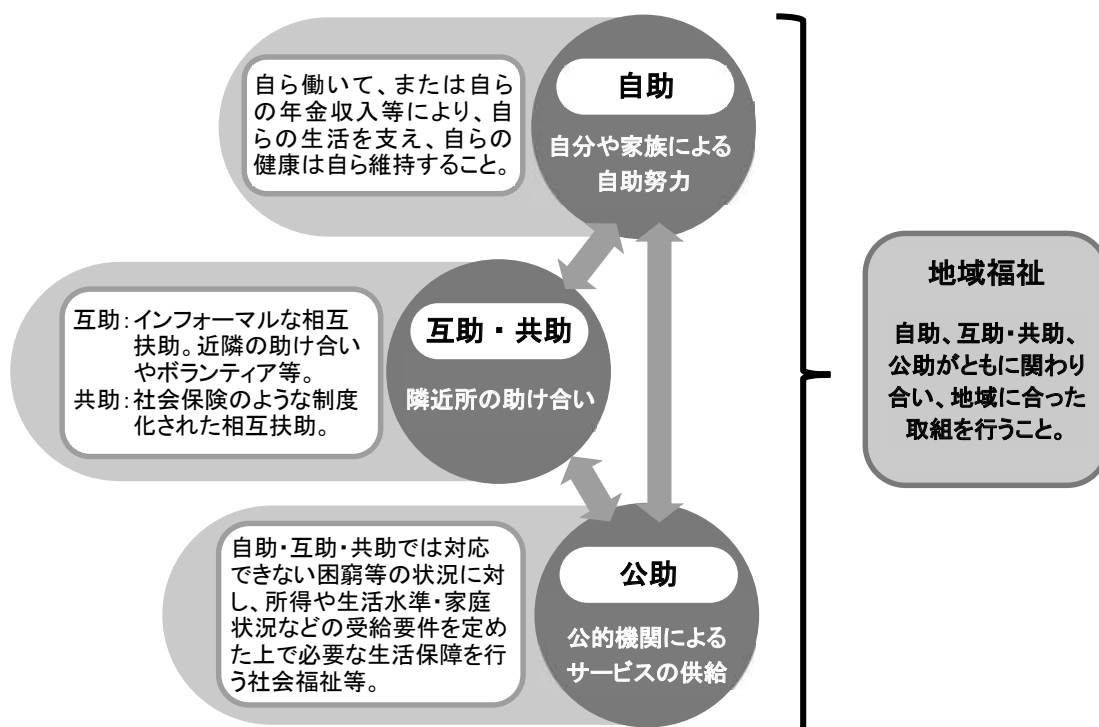


(3) 地域福祉を進めるために

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完しあうことにより、はじめて実現することができます。

●地域福祉推進の基本視点



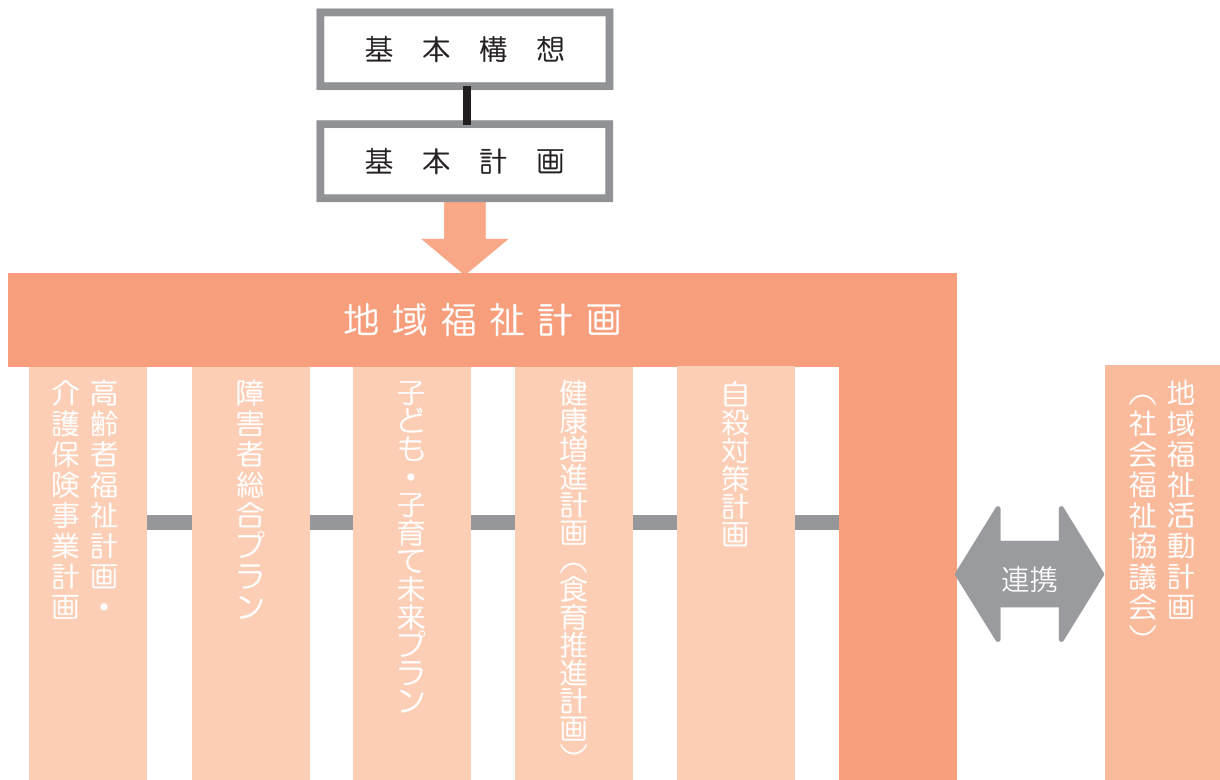
2 第6次地域福祉計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

当市は、地域福祉の推進を目指して平成6年度から地域福祉計画を第5次にわたり策定・推進してきました。今回、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とする第6次東大和市地域福祉計画（以下「本計画」という）を策定しました。

本計画は、総合計画の基本構想及び基本計画に基づき策定します。また、P3「(2) 地域福祉の動向」に記載のあるとおり平成29年の社会福祉法の改正に基づき、子ども・子育て、及び保健・福祉の分野別計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者総合プラン、子ども・子育て未来プラン、健康増進計画（食育推進計画）、自殺対策計画）の上位計画として、また連携を図るための計画に位置づけ、他の分野の計画と整合を図りながら推進するものです。

●計画の位置づけ



(2) 地域福祉計画とその他の福祉計画の概要

市政の基本方針を定めた総合的な計画である、基本構想及び基本計画における、子ども・子育て分野、及び保健・福祉分野の基本目標・基本施策は以下のように示されています。

●東大和市第三次基本構想の子ども・子育て、保健・福祉分野の基本目標・基本施策

基本目標1：子どもたちの笑顔があふれるまち

基本施策

- (1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 省略（※子ども・子育て分野の基本施策でないため省略）

基本目標2：健康であたたかい心のかよいあうまち

基本施策

- (1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。
- (4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

当市は、地域福祉の推進を目指して平成6年度から地域福祉計画を策定してきました。5回目の改定となる本計画は他の福祉計画の上位計画とする位置づけとなることから、まず、ここでは前述の基本施策に基づき、設定する子ども・子育て、及び保健・福祉分野の各計画の基本理念・基本目標を次のとおり抜粋しました。そして具体的に本計画でとりまとめる手段として、P30以降の基本目標の中で新たに「(1) 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進」を新しく策定することとし、地域福祉計画以外の福祉計画をとりまとめることとします。

●第6次東大和市地域福祉計画

基本理念：人と地域がつながり支え合う

あたたかい地域共生のまち 東大和

基本目標1 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の
総合的な推進

基本目標2 包括的支援体制の推進

基本目標3 地域活動への住民参画の促進

基本目標4 福祉の環境づくりの推進

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

●東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

基本理念：支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され

健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和

基本目標：地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

●第2次東大和市障害者総合プラン(第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)

計画の理念：障害のある人もない人も、お互いを尊重し、

ともにつくろう、共生のまち東大和

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

目標2 自立を支えるサービスの充実

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

●東大和市子ども・子育て未来プラン

基本理念：あふれる笑顔で すべての子どもたちの
豊かな心と幸せを育むまち 東大和

- 基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- 基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります
- 基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

●第2次東大和市健康増進計画

基本理念：一人ひとりが協力して 限りある命を大切にし、
健康で幸せに暮らせるまち 健幸都市 東大和
総合目標：健康寿命の延伸 健康格差の縮小

- 基本目標1 生活習慣の改善の推進
- 基本目標2 ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備
- 基本目標3 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 基本目標4 健全な食生活を実践するための食育の推進

●東大和市自殺対策計画

基本理念：ともに ころつなげて いのち支え合う
誰も追い込まれることのない東大和市を目指して

- 基本方針Ⅰ 生きることの包括的な支援の推進
- 基本方針Ⅱ 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 基本方針Ⅲ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 基本方針Ⅳ 啓発と実践を両輪として推進
- 基本方針Ⅴ 行政、関係団体、民間団体、企業及び市民等の役割の明確化とその連携・協働の推進

(3) 本計画に盛り込む施策

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき策定する計画であり、個別計画として市の基本構想・基本計画の方針を具現化するためのものです。

なお、生活困窮者自立支援法の施行により、地域福祉計画に「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むこととなっています。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行されたことを踏まえ、本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込んで策定します。

さらに、令和2年6月に成立した改正社会福祉法において、任意事業として「重層的支援体制整備事業」が新たに設けられました。本計画においても介護・高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康増進などの分野の既存の枠組みにとらわれず、分野横断的な相談体制の整備や連携・協働で取り組む施策を検討していきます。

3 福祉分野の計画と期間

福祉の分野では、令和2年度までを期間とし、次の計画を策定してきました。

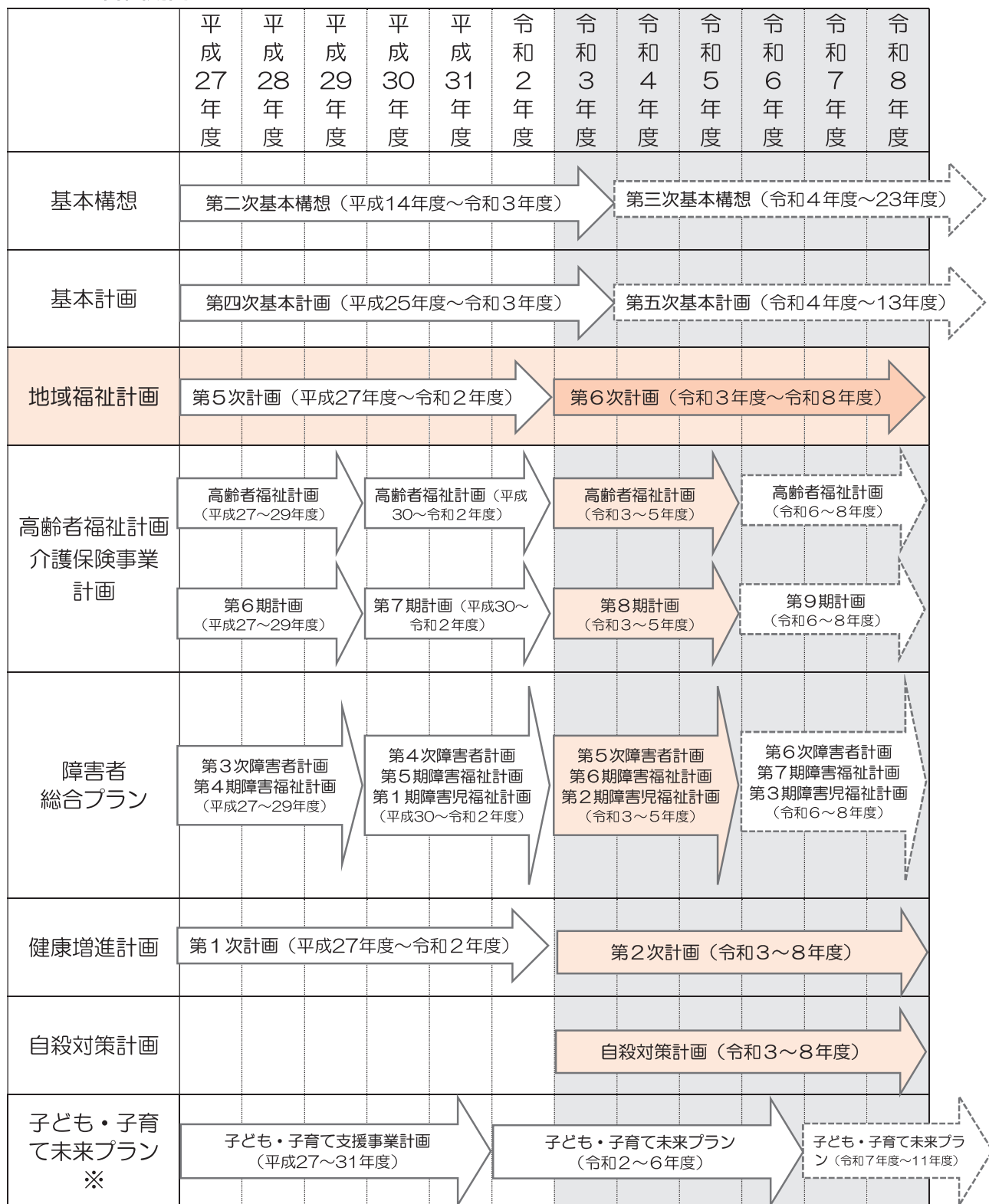
- ・地域福祉計画（社会福祉法第107条）
- ・高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- ・介護保険事業計画（介護保険法第117条）
- ・障害者計画（障害者基本法第11条第3項）
- ・障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）
- ・障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）
- ・健康増進計画（健康増進法第8条第2項）
- ・食育推進計画（食育基本法第18条）

また、子ども・子育て未来プラン（次世代育成支援対策推進法第8条・子ども・子育て支援法第61条・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項、子どもの貧困対策に関する法律第9条第2項）については平成31年度に策定しました。

福祉分野の各計画の期間の満了による更新を行い、新たに成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込むとともに、「自殺対策計画」を策定します。

なお、地域福祉計画は、国の指針により計画期間をおおむね5年とし、3年ごとの見直しが推奨されていますが、本計画は計画期間を6か年とします。計画期間において、総合計画の基本構想・基本計画並びに東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画の改定をとらえ、必要に応じて中間見直しを行います。

●計画期間



※子ども・子育て未来プラン：子ども・子育て未来プランは、「第2期子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」、「第1期次世代育成支援行動計画」、「第1期子ども・若者計画」、「第1期子どもの貧困対策計画」を包含しています。

4 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

計画策定においては、東大和市地域福祉審議会を組織し、各層の幅広い協力・参画を得てこれまでの進捗状況を報告し、協議を重ねてきました。策定に当たっては、平成31年度に地域福祉に関するアンケートを行い、基礎資料とするとともに、市民説明会、パブリックコメントの機会を設け、意見聴取を行いながら策定しました。

(2) 計画の推進に向けて

目標の実現に向けては、市民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働して計画を推進していく必要があります。関係者と連携を十分に図りながら、次のような取組を行っていきます。

①計画の進捗状況の検討と意見聴取

計画を着実に推進するために、分野計画ごとに進捗状況を検討します。子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進に向けて、設置している東大和市地域福祉審議会において、意見聴取と総合的な施策の点検及び課題解決の検討を行い、施策への反映を図ります。

②庁内推進体制の設置

庁内連絡会において、地域課題を包括的に受け止める場として調整を図るとともに、計画の進捗状況の集約と調整及び連携を行います。

③社会福祉協議会等との連携

社会福祉協議会や社会福祉法人、事業所等の関係団体等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

④情報提供と周知・啓発

周知方法には十分な配慮を行っていきます。成年後見制度や地域共生社会など福祉に関する理解を深められるよう啓発に努めます。

⑤情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

(3) 地域福祉を担う主な推進主体の役割

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源や潜在的な力を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、市民、社会福祉協議会、福祉関係団体、民間団体をはじめとし、分野を超えた多様な主体が地域の一員として参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

①市の役割

地域課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働した施策を計画的に推進します。

市民が主体となって課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、高齢者ほっと支援センター（地域包括支援センター）などを中心に、多様な相談機関・相談窓口からの課題を調整する機能づくりに取り組み、地域の課題を包括的に受け止める相談体制の構築など、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

②社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会には、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の実施や社会福祉活動への市民の参加促進など、地域に密着した活動を安定的に継続して実施していくことが求められます。また、地域からの相談や課題の把握と課題解決に市・社会福祉協議会・地域で連携して推進することが期待されます。

③福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施しており、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。このため、各種地域課題等に気づき、課題解決に向けて相談や支援などを地域の一員として協力支援するなど、地域において更なる役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、人材の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組が求められます。

④民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、担当地区等において、市民の暮らしの中での課題の把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の支援を行うなど、地域と当市の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。地域課題の複雑化や高齢者世帯の増加等により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

⑤NPO法人、ボランティア団体等に期待される役割

地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を活かした活動が期待されています。

⑥自治会に期待される役割

自治会は、市民に最も身近な組織として市民同士が互いに支え合う意識を高め、
当市や社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環
境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

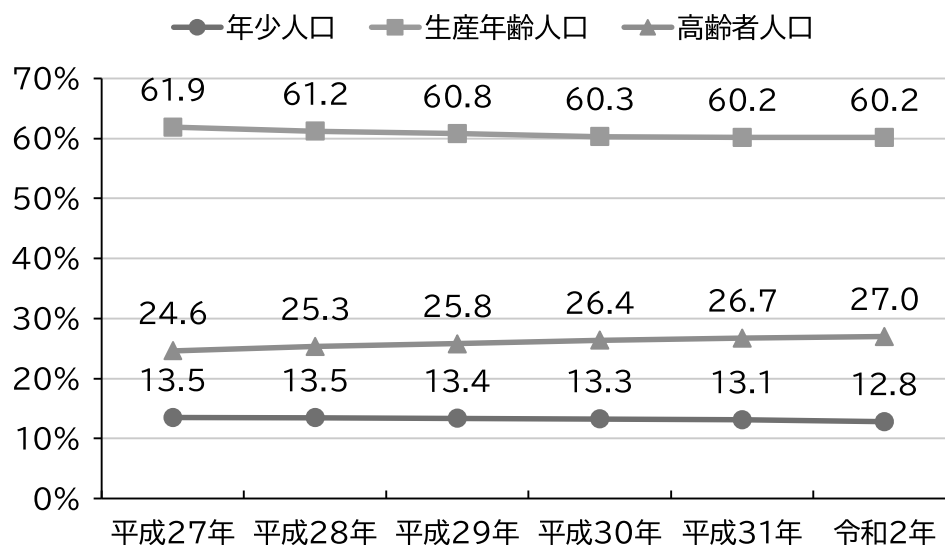
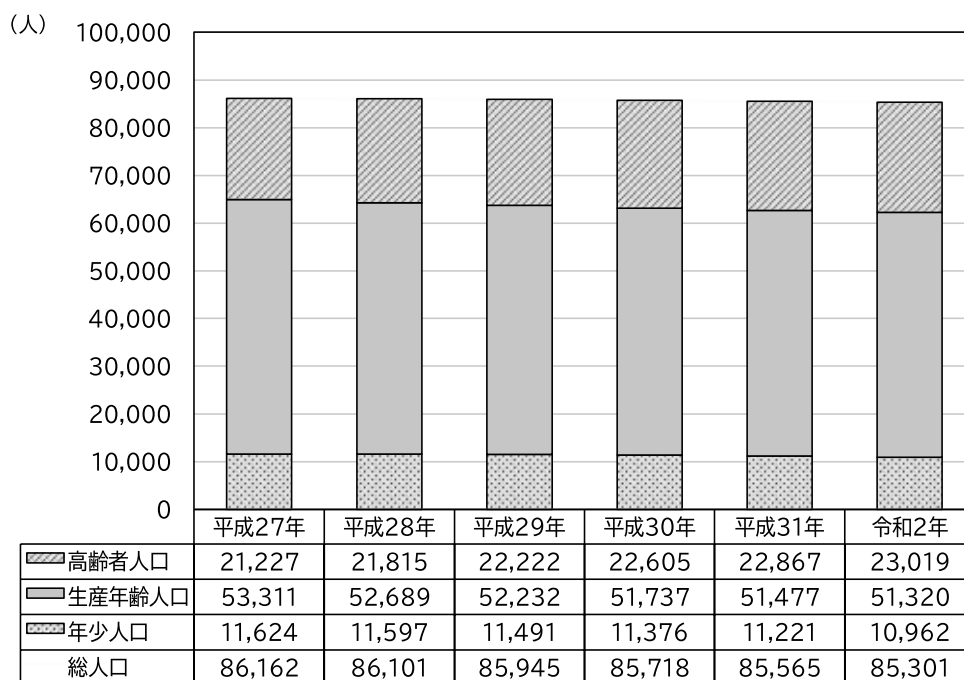
第2章 地域福祉をめぐる状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

総人口は令和2年が85,301人で、微減傾向が続いています。人口構成は老年（高齢者）人口が微増、年少人口と生産年齢人口が微減しており、本市においても少子高齢化が進行しています。このような動きは今後も続くことが見込まれ、第三次基本構想では、目標年次となる令和23年度（2041年度）の総人口の見通しは、約8万人となっています。

●人口・人口構成の推移(各年1月1日現在)

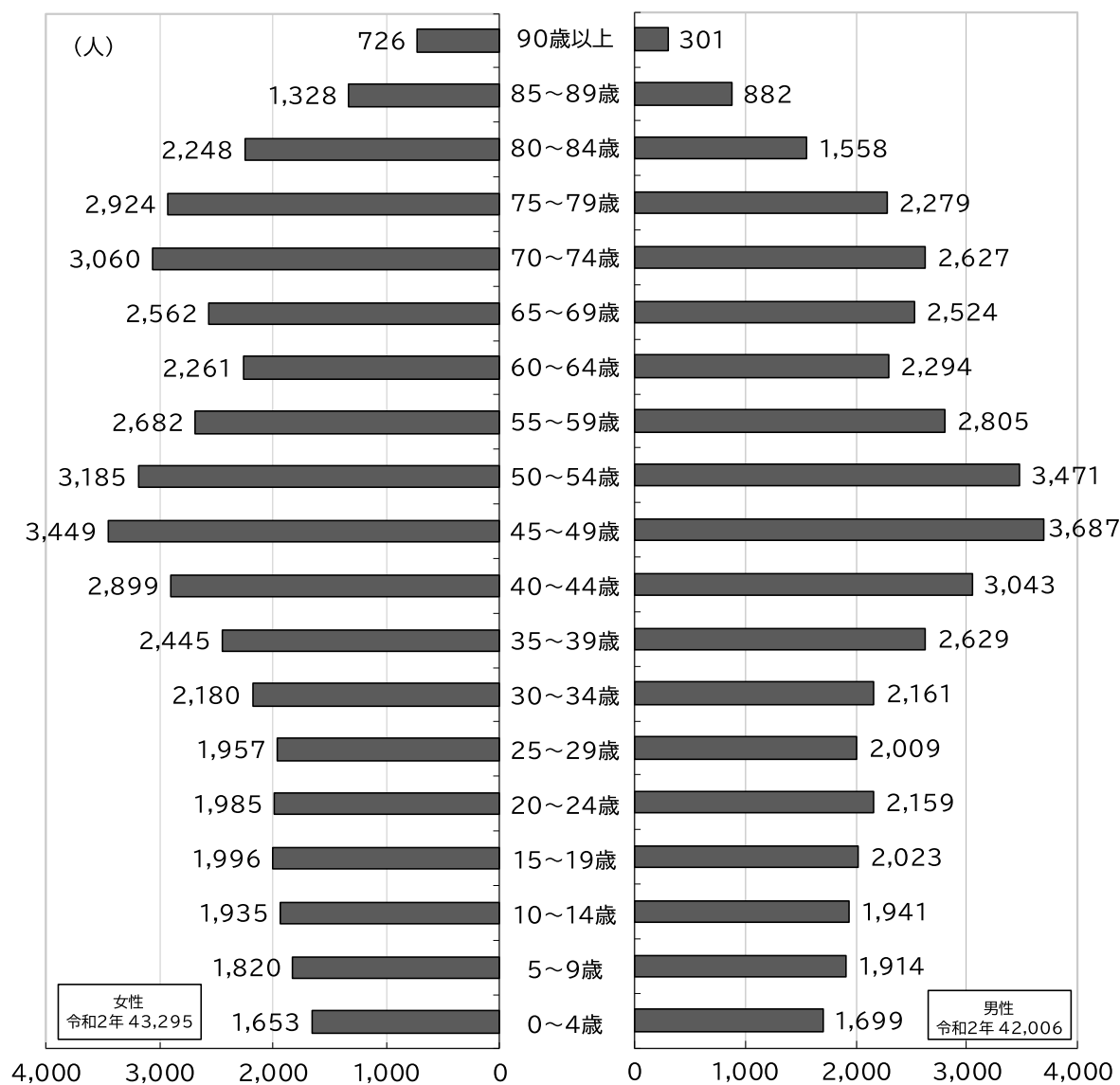


出典:統計東やまと

(2) 年代別人口

男女とも、45歳～54歳を中心とした年齢層と70歳～79歳までの年齢のふたつの層の人数が多い人口構成になっています。

●人口ピラミッド(令和2年1月1日現在)



※外国人住民を含む

出典: 住民基本台帳

(3) 地区別人口

町別では、清原の高齢化率が高く、当市全体では27.0%となっています。

●町別人口・人口割合(令和2年1月1日時点)

町名	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率
清水	5,479	1,410	25.7%
狭山	4,048	1,149	28.4%
多摩湖	2	0	0.0%
湖畔	2,587	958	37.0%
奈良橋	4,188	1,058	25.3%
高木	3,085	789	25.6%
蔵敷	4,861	1,645	33.8%
芋窪	5,381	1,192	22.2%
清原	3,015	1,434	47.6%
新堀	3,500	1,025	29.3%
仲原	3,446	652	18.9%
中央	4,468	1,063	23.8%
南街	8,023	2,546	31.7%
向原	8,652	2,721	31.4%
立野	4,751	1,355	28.5%
上北台	4,548	1,118	24.6%
桜が丘	15,267	2,904	19.0%
総 計	85,301	23,019	27.0%

出典:住民基本台帳

(4) 人口動態の推移

人口動態は、平成27年から人口減の傾向となっています。自然増減では平成31年は-220人と近年で最も減少が大きく、社会増減数は-103人となっています。

●人口の自然増減数の推移(各年1月1日～12月31日累計)

(人)

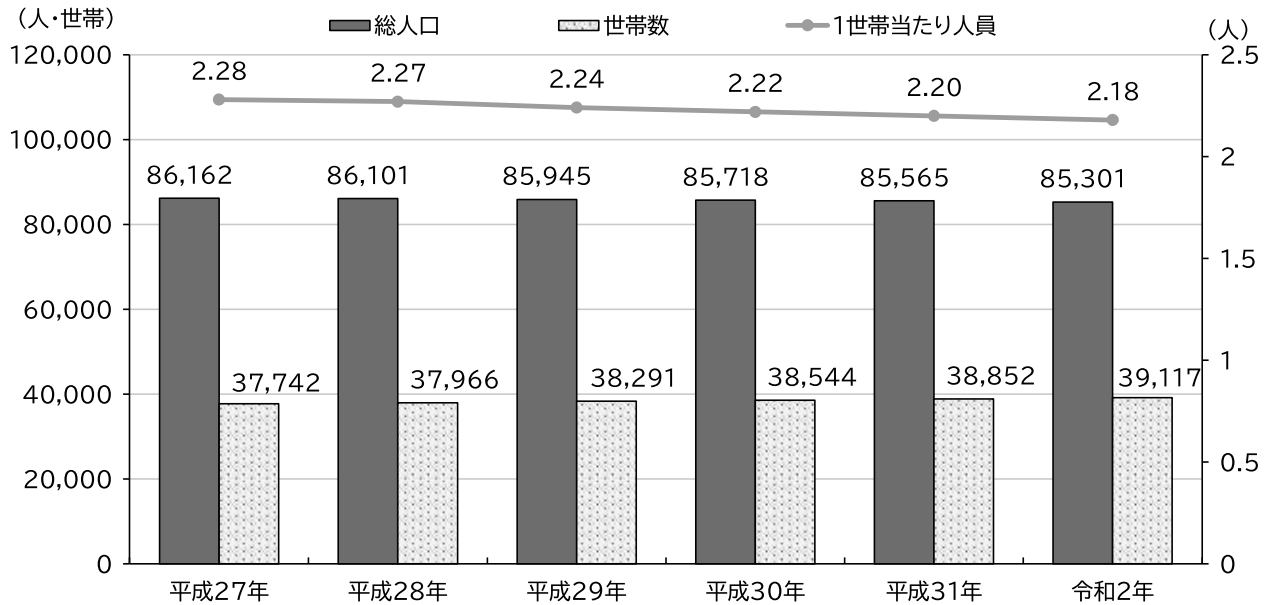
	人口増減	自然増減数	社会増減数
平成26年	872	25	847
平成27年	-102	-2	-100
平成28年	-139	-28	-111
平成29年	-295	-42	-253
平成30年	-181	-149	-32
平成31年	-323	-220	-103

出典:統計東やまと

(5) 世帯数・世帯人員の推移

近年は世帯数が微増しており、令和2年は39,117世帯となっており、1世帯当たり人員は2.18人となっています。

●人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移(各年1月1日現在)

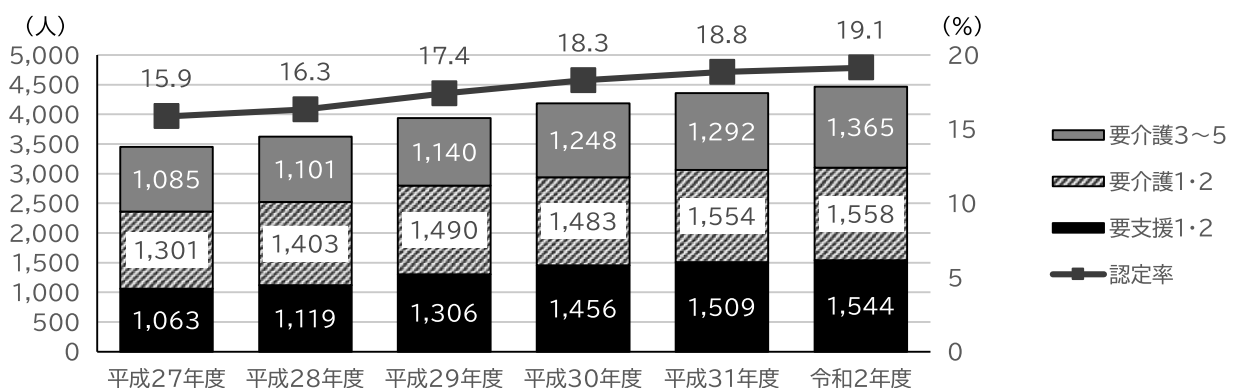


出典:統計東やまと

2 要介護（要支援）認定者数・認定率の状況

要介護（要支援）認定者数及び認定率は、増加傾向で推移して令和2年9月末現在4,467人となっていますが、平成30年度以降は増加率が緩やかになっています。

●要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移(各年度9月末日現在)



出典:介護保険事業状況報告月報

3 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成29年度以降微減していますが、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

●障害者手帳所持者数の推移(各年度末)

(人)

身体障害者手帳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
肢体不自由	1,410	1,387	1,381	1,361	1,303
視覚障害	152	152	159	160	162
聴覚障害	252	260	274	283	294
音声・言語障害	22	20	22	24	23
内部障害	827	826	846	847	835
合計	2,663	2,645	2,682	2,675	2,617

愛の手帳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1度	29	32	33	32	34
2度	172	172	180	183	186
3度	144	147	145	147	146
4度	323	349	369	379	404
合計	668	700	727	741	770

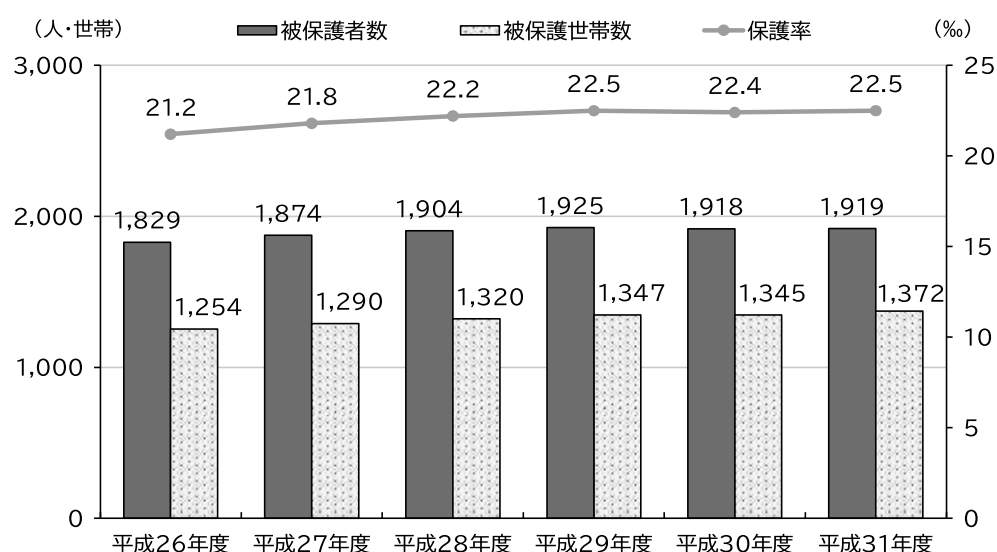
精神障害者保健福祉手帳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1級	42	46	41	47	50
2級	385	410	425	459	488
3級	246	251	291	299	332
合計	673	707	757	805	870
自立支援医療(精神通院)受給者	1,371	1,437	1,486	1,565	1,728

出典:障害福祉課資料

4 生活保護受給状況

生活保護受給状況は、平成29年度までは増加傾向にありましたが、平成30年度は微減し、平成31年度は被保護者数1,919人、被保護世帯数1,372世帯、保護率22.5パーミルとなっています。

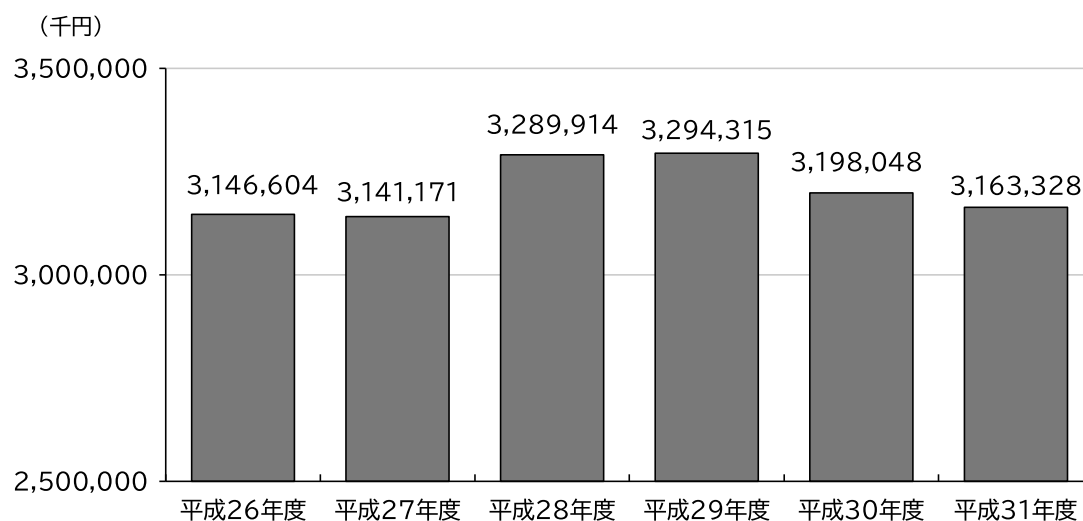
●被保護者数、被保護世帯数、保護率の推移(各年度末)



出典:生活福祉課資料

生活保護費の支出状況は、被保護者数により変動がみられますが、年間３０億円台の支給金額で推移しています。

●生活保護費の支出状況(各年度末)



出典:生活福祉課資料

当市の生活困窮者からの相談受付件数は、生活困窮者自立支援制度が開始された平成２７年度は３４９件でしたが、平成２８年度、２９年度は約２５０件で推移し、平成３０年度以降は再び３００件に近づいています。

●生活困窮者相談件数の推移(各年度末)

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
相談受付件数	349	259	250	294	296

出典:生活福祉課資料

5 地域福祉計画に関するアンケート調査結果

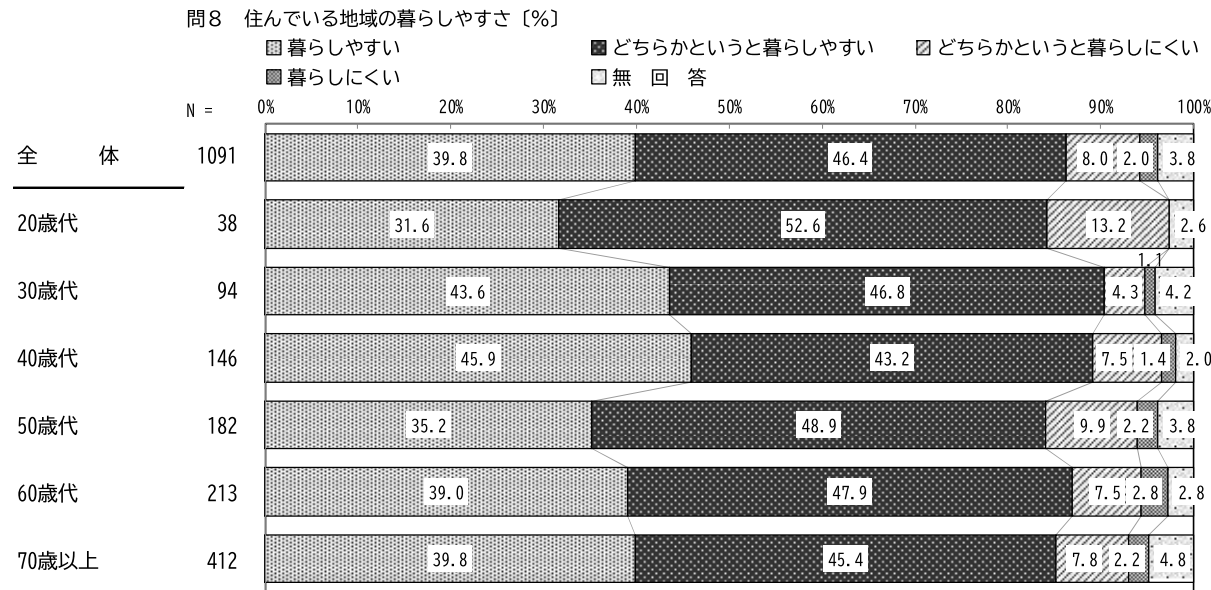
本計画の策定に当たり、平成31年度に市民3,000人を対象に地域福祉計画に関するアンケートを実施し、市民の「福祉」についての考えや地域活動の参加状況、地域の困りごとなどを把握し、計画策定の基礎資料としました。

(1) 暮らしやすさと地域の心配ごと

①住んでいる地区の暮らしやすさ

「どちらかという暮らしやすい」と「暮らしやすい」の合計は86.2%となっています。30・40歳代で「暮らしやすい」が45%前後回答されています。

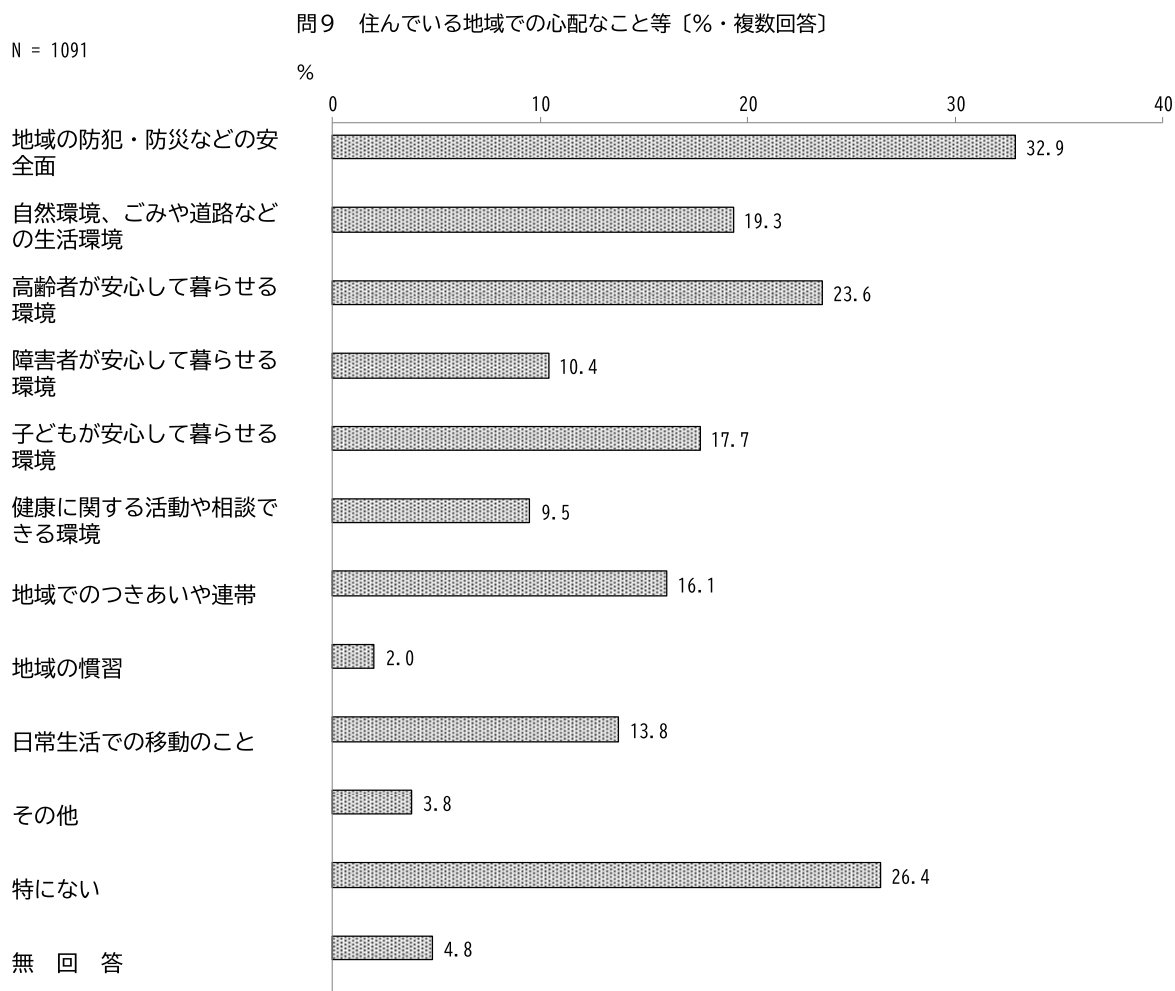
●問8 あなたが住んでいる地域は、暮らしやすいと思いますか。(%)



②住んでいる地域で心配なこと

全体では、「地域の防犯・防災などの安全面」が32.9%と最も多く、「特にない」が26.4%、「高齢者が安心して暮らせる環境」が23.6%、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が19.3%、「子どもが安心して暮らせる環境」が17.7%、「地域でのつきあいや連帯」が16.1%と続いています。

●問9 あなたは、住んでいる地域で、日頃から心配なこと、気になることがありますか。それはどのようなことですか。

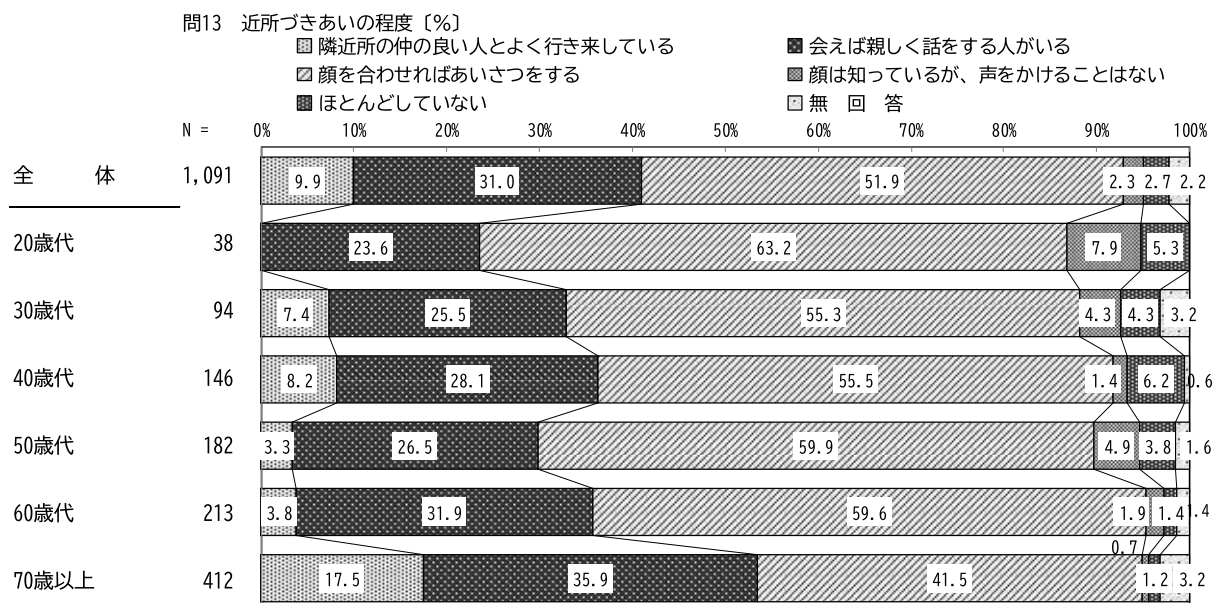


地区	1位	2位	3位	4位
清水、狭山	地域の防犯・防災などの安全面 (34.4%)	高齢者が安心して暮らせる環境・日常生活での移動のこと (27.0%)	自然環境、ごみや道路などの生活環境 (21.3%)	地域でのつきあいや連帯 (18.9%)
多摩湖、湖畔、奈良橋、高木	地域の防犯・防災などの安全面 (40.8%)	日常生活での移動のこと (27.7%)	高齢者が安心して暮らせる環境 (26.2%)	自然環境、ごみや道路などの生活環境 (23.1%)
蔵敷、芋窪	地域の防犯・防災などの安全面 (28.3%)	高齢者が安心して暮らせる環境 (25.7%)	子どもが安心して暮らせる環境 (17.7%)	日常生活での移動のこと (16.8%)
清原、新堀、仲原	地域の防犯・防災などの安全面 (32.8%)	自然環境、ごみや道路などの生活環境 (25.8%)	高齢者が安心して暮らせる環境 (25.0%)	地域でのつきあいや連帯 (21.1%)
中央、南街、向原	地域の防犯・防災などの安全面 (34.6%)	高齢者が安心して暮らせる環境 (23.1%)	子どもが安心して暮らせる環境 (18.2%)	自然環境、ごみや道路などの生活環境 (17.1%)
立野、上北台、桜が丘	地域の防犯・防災などの安全面 (29.6%)	高齢者が安心して暮らせる環境・子どもが安心して暮らせる環境 (20.1%)	自然環境、ごみや道路などの生活環境 (18.1%)	地域でのつきあいや連帯 (15.1%)

③近所づきあいの程度

全体では、「顔を合わせればあいさつをする」が51.9%と半数を超えて多く、「会えば親しく話をする人がある」が31.0%で続いています。70歳以上は「隣近所の仲の良い人とよく行き来している」と「会えば親しく話をする人がある」が他の年代よりも多く回答されています。

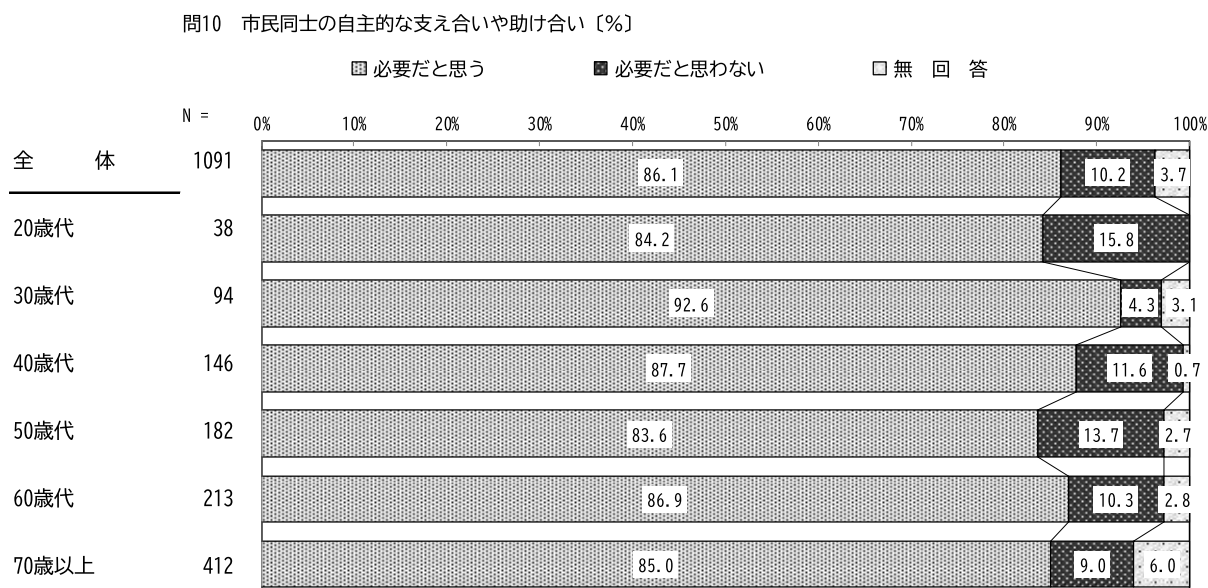
●問13 あなたは、どの程度近所づきあいをされていますか。(%)



(2) 自主的な支え合いや助け合い

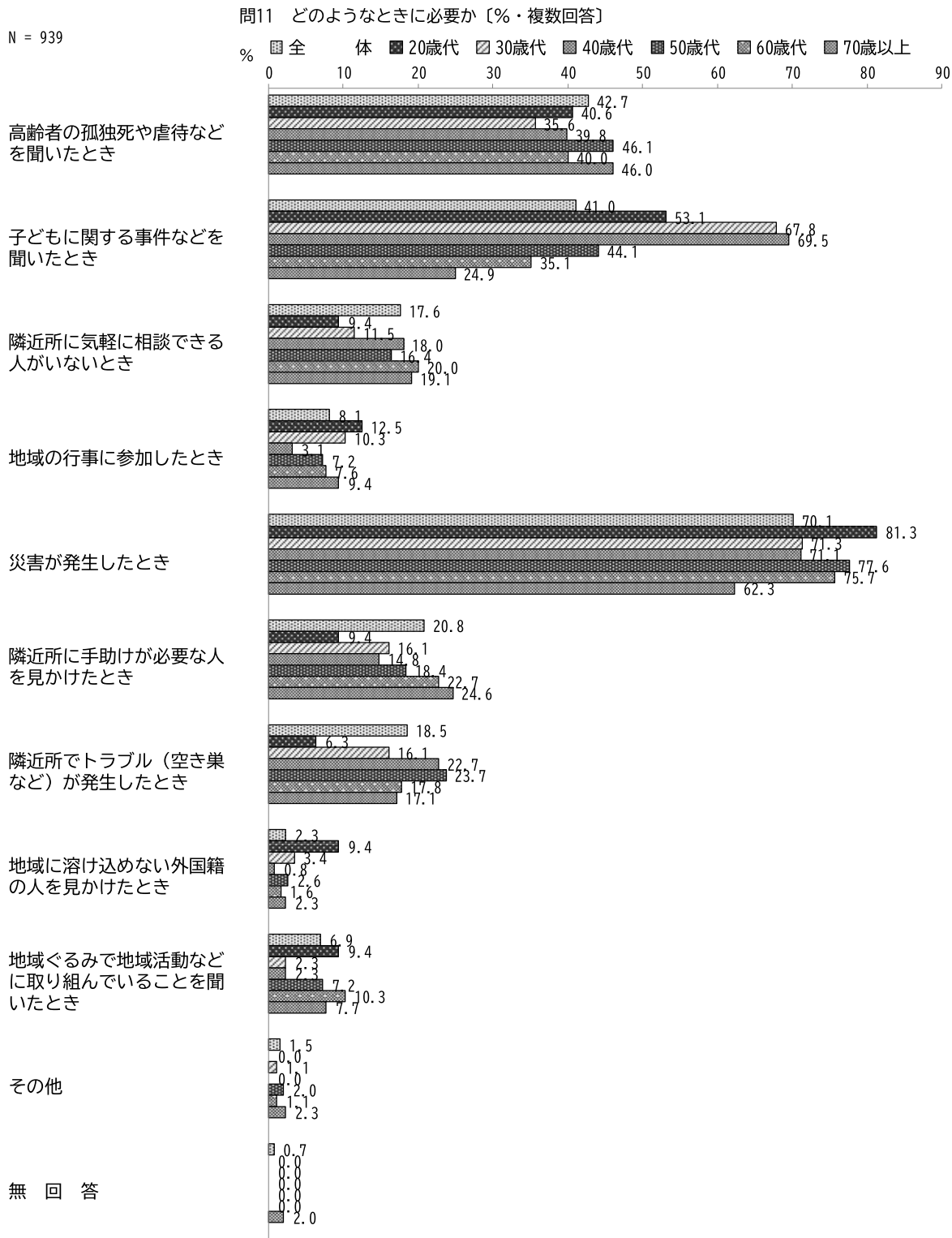
各年代で、自主的な支え合いや助け合いが「必要だと思う」という回答が大半を占めています。

●問10 あなたは、地域の課題解決のために、市民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思いますか。(%)



自主的な支え合いや助け合いが必要なときは、「災害が発生したとき」が70.1%と最も多く、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」と「子どもに関する事件などを聞いたとき」がそれぞれ40%を超えています。

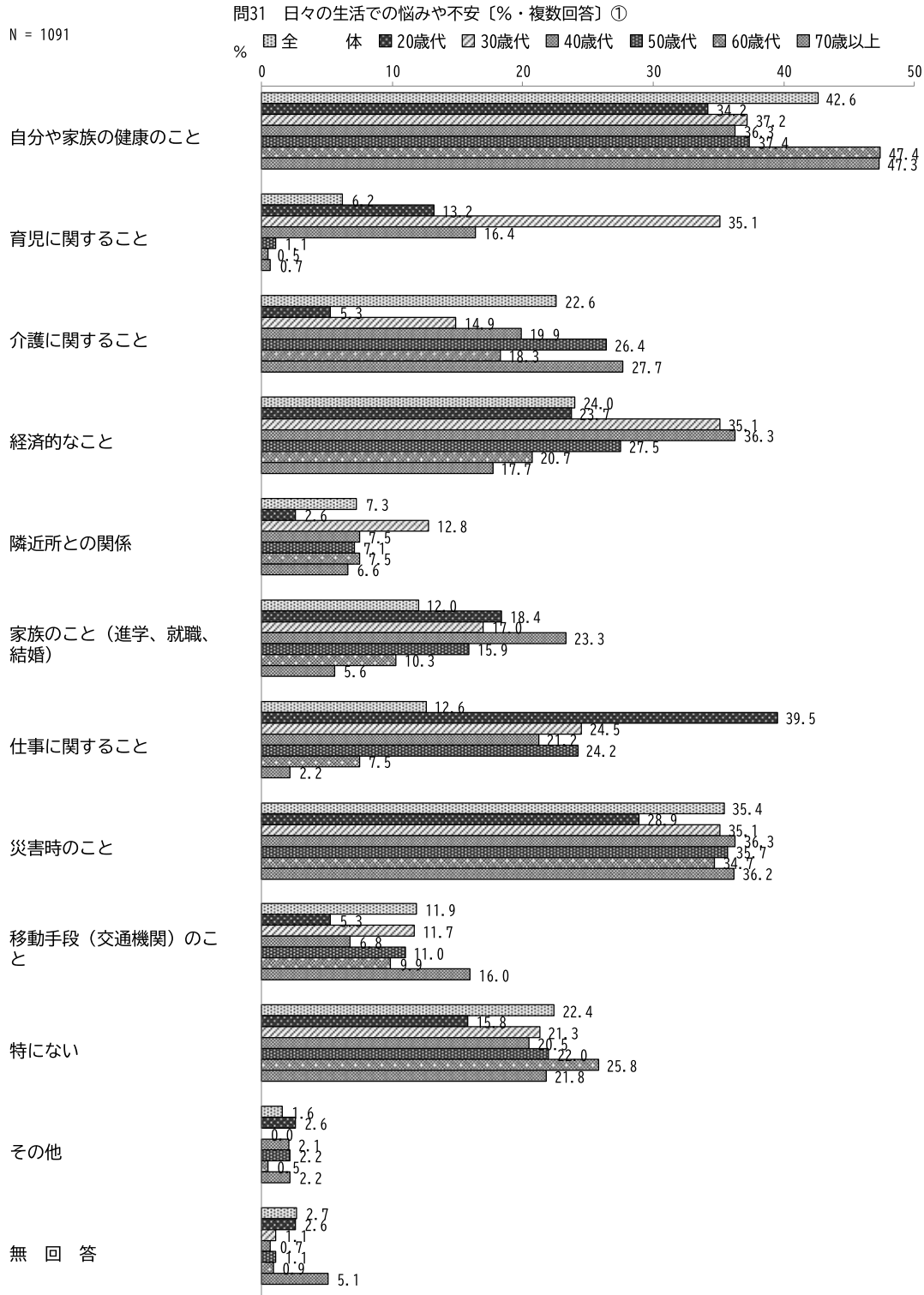
●問11 どのようなときに必要だと思いますか。(%)



(3) 生活での悩みや不安

現在の生活での悩みや不安は、「自分や家族の健康のこと」が42.6%と多く、「災害時のこと」が35.4%、「経済的なこと」が24.0%、「介護に関すること」が22.6%と続いています。年代別では、20歳代では「仕事に関すること」、30歳代では「育児に関すること」、30・40歳代では「経済的なこと」、60歳以上では「自分や家族の健康のこと」も多く回答されています。

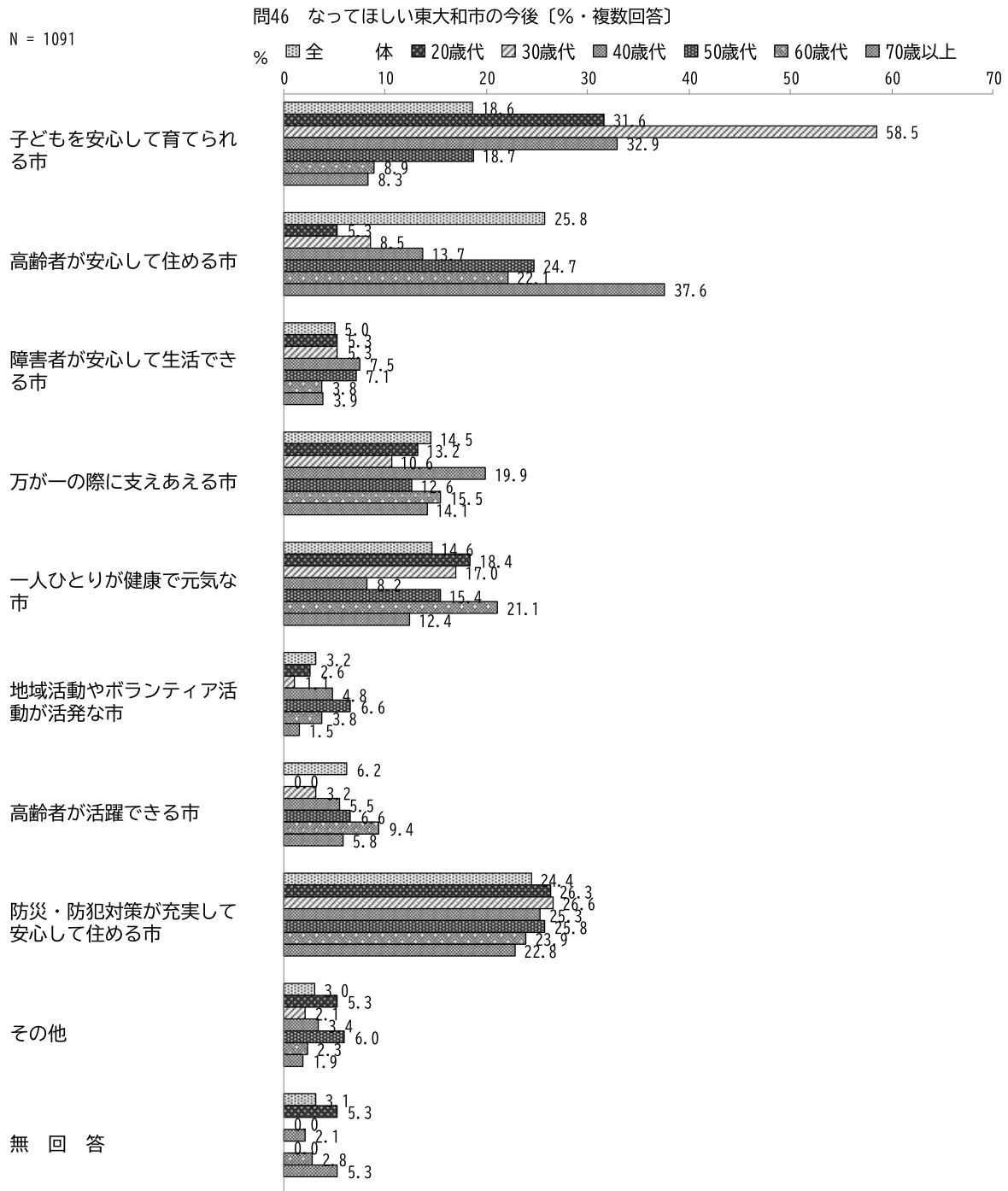
●問31 あなたは、日々の生活で悩みや不安なことがありますか。(%)



(4) 目指すまちづくりの方向

全体では、「高齢者が安心して住める市」が25.8%、「防災・防犯対策が充実して安心して住める市」が24.4%と多く、「子どもを安心して育てられる市」が18.6%、「一人ひとりが健康で元気な市」と「万が一の際に支えあえる市」がともに14%台で続いています。

●問46 あなたは、東大和市は今後どのようなようになってほしいと思いますか。(%)



6 主な自主活動組織

自治会をはじめ、地域住民が参加して活動している主な組織は以下のとおりとなっています。

●自主活動組織の状況

	平成26年3月末日現在	平成29年3月末日現在	令和2年3月末日現在
自治会等	75自治会	73自治会	73自治会
シニアクラブ	15クラブ	16クラブ	17クラブ
ふれあいなご やかサロン	登録サロン 22団体	登録サロン 32団体	登録サロン 40団体
ボランティア 登録者	個人 125名 グループ 19グループ (483名)	個人 99名 グループ 19グループ (478名)	個人 85名 グループ 24グループ (462名)
見守り・ 声かけ活動	登録利用者 409名 登録外利用者 116名 協力員 312名	登録利用者 386名 登録外利用者 116名 協力員 315名	登録利用者 374名 登録外利用者 126名 協力員 281名
車いす ステーション (※1)	ステーション数 20か所 利用件数 245件	ステーション数 25か所 利用件数 352件	ステーション数 27か所 利用件数 287件
子ども食堂 (※2)		延べ参加者数 334名	延べ参加者数 943名

※1 車いすステーション：高齢者や障害のある人（子）、怪我をした方等に車いすの貸し出しを行うべく、平成20年から社会福祉協議会が市内各地域に車いすステーションを設置した。

※2 子ども食堂：子どもが1人でも、無料もしくは低額で食事をする事ができる子ども食堂への支援を、平成28年（試行的には平成27年）から社会福祉協議会で行っている。

第3章 理念と目標

1 基本的な考え方

第三次基本構想は「健康であたたかい心のかよいあうまち」を保健・福祉分野の基本目標として定めるとともに、「子どもたちの笑顔があふれるまち」を子ども・子育て分野の基本目標として定めています。

この中で地域福祉の推進として、「市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み」、「健康であたたかい心のかよいあうまち」の実現を目指すとしています。

これにより、地域福祉計画などの各個別計画は、基本計画の各施策の目標及び方針を具現化する内容であることが求められています。

あわせて、当市は令和2年度に健幸都市宣言を行い、「健幸（※1）都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができるまちを目指す中で、地域活動やボランティア活動などの社会活動に参加し、社会的に孤立しないことも大切な要素であることから、本計画及び子ども・子育て、保健・福祉分野の施策の展開に当たっての基本的な視点とします。

※1 健幸：「健康」と「幸せ」は、全ての人の願いであるとの考え方から、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語。

2 基本理念

基本構想の施策大綱、基本計画の目標及び方針を受け、第6次地域福祉計画ではその「目指す姿」として次を掲げます。

●基本理念

「人と地域がつながり支え合う
あたたかい地域共生のまち 東大和」

3 基本目標

第5次計画で示された地域福祉分野の方向性を踏まえ、第6次計画では地域の福祉課題、生活課題の解決に向けた目標を以下の5つとして取り組んでいきます。

そして、複数の基本目標が連動することを念頭に置き、各計画における施策の推進を相互に関連しつつ施策事業の推進効果を高めることを重視します。

(1) 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進

地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、健康増進、自殺対策の各分野の施策の充実を図ります。そして、支援が必要な人・世帯がかかえる福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、地域社会からの孤立や生活しづらさ等の多様な課題の解決に向けて分野を横断し、連動して取り組む施策を推進し、地域で共生できる福祉のまちづくりを推進します。

(2) 包括的支援体制の推進

地域の課題を解決するため、地域の力を寄せ合い、支え合う、連携と協働のまちづくりの基盤となる地域包括ケアシステムの確立、地域共生社会を目指したコミュニティづくりや、相談支援体制、情報ネットワークの充実などの基盤整備を目指します。

(3) 地域活動への住民参画の促進

地域福祉を担う社会福祉協議会やボランティアや地域における自主活動の活性化、多様な主体の参加を促進し、多様化する生活課題、福祉課題の解決のための取組をまとめ、連携と協働による施策の推進を目指します。

(4) 福祉の環境づくりの推進

地域に暮らす人、誰もが互いに認め合い、人とつながり協力し合える心を育てる福祉教育を推進します。また、相談・支援の体制と地域での連携体制を拡充し、福祉環境の向上に努めます。

(5) 福祉のまちづくりの推進

東京都福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設、民間施設、交通アクセス等の改善・整備に努め、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立った、安全で安心して暮らせるまちづくり・環境づくりを推進します。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	取組項目
「人と地域が つながり 支え合う あたたかい 地域共生の まち 東大和」	1 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進	(1) 地域福祉計画の推進 (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 (3) 障害者総合プランの推進 (4) 子ども・子育て未来プランの推進 (5) 健康増進計画（食育推進計画）の推進 (6) 自殺対策計画の推進
	2 包括的支援体制の推進	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 地域包括ケアシステムとコミュニティづくりの推進 (3) 福祉情報ネットワークの構築 (4) 地域の見守り・支援ネットワークの構築 (5) 権利擁護支援の推進 (6) 生活困窮者への支援対策の推進
	3 地域活動への住民参画の促進	(1) 自治会活動の支援 (2) ボランティア等活動の推進 (3) 社会福祉協議会との協働 (4) シルバー人材センターとの協働
	4 福祉の環境づくりの推進	(1) 福祉教育の推進 (2) 福祉サービス苦情相談窓口の運営 (3) 利用者の立場に立った福祉サービスの推進 (4) 福祉人材の育成と福祉サービス提供体制の確保
	5 福祉のまちづくりの推進	(1) 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備 (2) 民間施設の整備促進 (3) 災害時要配慮者対策の推進 (4) 安全・安心を守る環境づくりの推進 (5) 公共交通の連携と移送サービスの充実

第4章 基本計画

基本目標 1 地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進

(1) 地域福祉計画の推進

「人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和」の実現を目指して、各種施策を連携させ、子ども・子育て、保健・福祉施策を推進します。

取組内容	担当課
① 地域共生社会を目指して、子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進を図ります。	福祉推進課
② 地域包括ケアシステムや地域コミュニティづくりなど、包括的支援体制の推進を図ります。	福祉推進課
③ 地域活動への住民参画を促進します。	福祉推進課
④ あたたかい地域づくりと福祉環境の向上に取り組めます。	福祉推進課
⑤ 安全で安心して暮らせるまちづくり・環境づくりを推進します。	福祉推進課

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進

「支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され 健康で生きがいを持って暮らせるまち 東大和」を目指して、高齢者福祉・介護保険事業の総合的な推進を図ります。

取組内容	担当課
① 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進を図ります。	高齢介護課

(3) 障害者総合プランの推進

「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」を目指して、障害のある人の自立を支える基盤整備とサービスの充実を図ります。

取組内容	担当課
① 自立を支える基盤の整備と充実を図ります。	障害福祉課
② 自立を支えるサービスの充実を図ります。	障害福祉課
③ ライフステージに対応した支援の充実を図ります。	障害福祉課
④ 共生社会実現をめざした地域づくりに取り組めます。	障害福祉課

(4) 子ども・子育て未来プランの推進

「あふれる笑顔で すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を目指して、市民の子育てについての理解と認識を深め、地域社会が一体となって子どもの成長と子育てを支援します。

取組内容	担当課
① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります。	子育て支援課
② ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります。	子育て支援課
③ 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります。	子育て支援課
④ 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります。	子育て支援課
⑤ 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります。	子育て支援課

(5) 健康増進計画（食育推進計画）の推進

「一人ひとりが協力して 限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまち 健幸都市 東大和」を目指して、市民の心身の健康支援と食育を推進します。

取組内容	担当課
① 生活習慣の改善を推進します。	健康課
② ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備を推進します。	健康課
③ 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。	健康課
④ 健全な食生活を実践するための食育を推進します。	健康課

(6) 自殺対策計画の推進

「ともに ころつなげて いのち支え合う 誰も追いつめられることのない東大和市を目指して」、心の健康づくりと自殺対策を推進します。

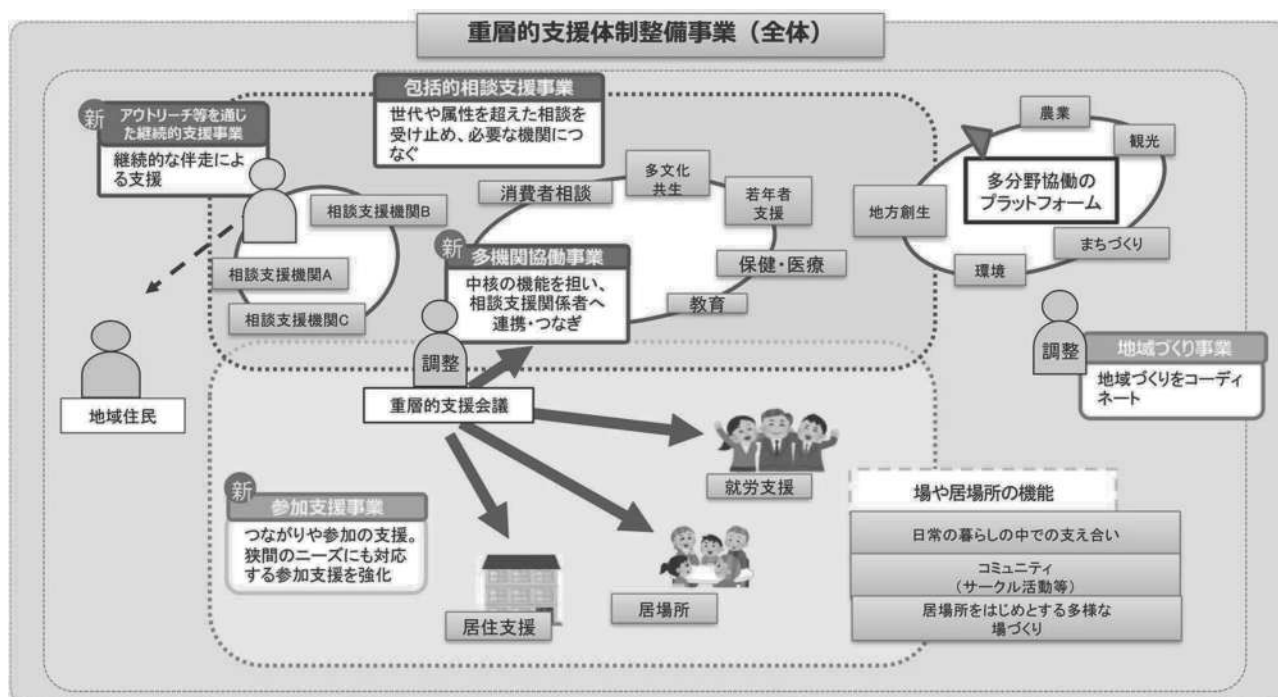
取組内容	担当課
① 生きることの包括的な支援の推進を行います。	健康課
② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開を行います。	健康課
③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を行います。	健康課
④ 啓発と実践を両輪として推進します。	健康課
⑤ 行政、関係団体、民間団体、企業及び市民等の役割の明確化とその連携・協働の推進を行います。	健康課

基本目標 2 包括的支援体制の推進

地域共生社会を目指し、市民の地域での安心した暮らしを支援するために、包括的な支援体制づくりが重要となっています。地域福祉計画に関するアンケートでは、相談先は「家族・親戚」が74.8%と多く、「友人・知人」も多く回答されています。情報提供で役立っているものは「広報、パンフレット、ホームページなど市からの情報」が48.9%と多く、『「社協だより」、ホームページなど社協からの情報』が31.8%、「新聞、テレビ、書籍等による情報」が26.7%となっていますが、福祉や生活に関する相談先がある、もしくはどこに相談すればよいかがわかっていることが必要といえます。

このため、複合・複雑化した支援のニーズに対応できる包括的に相談や課題を受け止めて支援する体制づくりを目指し、相談支援、情報提供、関係各課・関係機関とのネットワークづくり、地域やコミュニティのケア・支え合い活動などを一体的に推進し、地域共生社会を実現します。特に、抱える課題が多様化、複雑化していることを重視し、相談や支援について多様な主体がかかわる重層的支援体制の整備を目指します。

●重層的支援体制の全体イメージ



出典：厚生労働省資料

(1) 相談・支援体制の充実

社会環境が変化し、８０・５０問題（※１）など、市民の抱える問題も複雑になってきています。世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるように、市のそれぞれの相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた連携・体制確保を図ります。

※１ ８０・５０問題：８０代前後の親が、５０代前後のひきこもりの子どもを養っている状況を指す問題。経済的困窮、病気や介護、社会的な孤立等の複合的な問題によって親子共倒れになる可能性が指摘されています。

取組内容	担当課
① 社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）による、地域に暮らす困りごとのある方への相談支援を推進します。	福祉推進課
② 社会福祉協議会が実施しているふれあいまちづくり事業による「見守り・声かけ活動」や「ふれあいなごやかサロン活動」を推進します。	福祉推進課
③ 「東大和市くらし・しごと応援センターそえる」を窓口として、生活困窮者の相談・支援の充実を図ります。	生活福祉課
④ 民生委員・児童委員が地域の身近な相談役として、支援が必要な人が必要な公的サービスを受けられるように、相談・援助体制の拡充に努めます。	福祉推進課
⑤ 日本語及び外国語の堪能な市民等を外国語通訳交流員として派遣し、外国語通訳を必要とする方の相談や支援に努めます。	地域振興課
⑥ 窓口の対応では、聴く力や福祉サービスの知識が幅広く求められることから、福祉部門のキャリアを考慮した職員育成や、専門研修などへの積極的な派遣を行い、効果的・効率的な窓口対応のできる環境整備に努めます。また、包括的な相談に応じることのできる相談支援包括化推進員の育成を検討します。	福祉推進課 職員課
⑦ 介護、障害、子どもの困窮等の相談者の属性や世代にかかわらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援機関の構築を検討します。また、受けた相談に対し福祉の多機関協働の支援を実施できる体制の構築を検討します。	福祉推進課
⑧ 包括的支援体制を整備するものとして、子ども・子育て、保健・福祉分野の地域支援拠点である「高齢者ほっと支援センター（地域包括支援センター）」、「東大和市総合福祉センター は～とふる」・「精神障害者地域生活支援センター『ウエルカム』」、「東大和市くらし・しごと応援センターそえる」、「子ども家庭支援センター」の連携を図り、複合化している課題を抱えた世帯や制度の狭間にいる人々の問題を解決します。	高齢介護課 障害福祉課 生活福祉課 子育て支援課
⑨ 障害のある人とその介護者への総合的な相談支援の実施を推進します。	障害福祉課

(2) 地域包括ケアシステムとコミュニティづくりの推進

高齢者をはじめ障害のある人、支援が必要な人の地域の生活を支援するため、包括的な支援・サービス提供体制として、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、コミュニティ活動の支援、地域共生に資する多様な地域活動の普及を図り、多様な参加と協働を推進します。

取組内容	担当課
① 社会福祉協議会と協力し、地域ニーズの把握に努め、地域共生社会創出に必要とされるコミュニティづくりを推進し、地域生活課題を地域住民が主体的に把握できるように取り組みます。	福祉推進課
② 自治会活動を支援します。	地域振興課
③ コミュニティづくりの推進に必要な情報を提供します。	地域振興課
④ 身近な地域における生活支援整備事業を推進します。	高齢介護課
⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営をします。	障害福祉課

(3) 福祉情報ネットワークの構築

地域の課題解決のために、地域の福祉にかかわる様々な情報を共有・活用できるように、福祉情報のネットワーク化を図ります。

取組内容	担当課
① マンパワーの養成・確保、保健・福祉・医療情報等のネットワークの構築ができる拠点の整備や既存施設等の活用を検討し、多機関による重層的支援体制を目的とする協働事業の構築を目指します。	福祉推進課
② 自治会との連携を強化します。	地域振興課
③ 市民への情報提供について、市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上を図ります。	秘書広報課
④ 障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。	障害福祉課

(4) 地域の見守り・支援ネットワークの構築

地域で安全に安心して暮らすことができるよう、地域の協力を得ながら、見守り活動と支援につなげる活動を推進します。

取組内容	担当課
① 地域で見守りが必要と思われる高齢者や子どもに対して訪問等を行い、関係機関と連携して高齢者やその家族、地域住民等への相談支援体制の充実に努めます。	高齢介護課 子育て支援課
② 社会福祉協議会が実施している「見守り・声かけ活動」や「ふれあいなごやかサロン活動」などを支援します。	福祉推進課
③ 防犯パトロール、安全安心情報送信サービス、スクールガード事業を推進して、地域での子どもの見守りを行います。	防災安全課 教育総務課

(5) 権利擁護支援の推進

高齢や障害、認知症などにより判断力が低下した人の生活を支援するため、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用促進とともに、相談体制と支援体制づくりに取り組みます。

取組内容	担当課
① 社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）による、判断能力に不安のある方への支援を推進します。「あんしん東大和」を中心にした相談支援体制づくりに取り組み、連携のとれた支援につなげます。	福祉推進課
② 成年後見制度について様々な機会に周知・啓発を図り、利用促進を支援します。	福祉推進課
③ 認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者ほっと支援センター（地域包括支援センター）の相談窓口を通じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進します。	高齢介護課
④ 高齢者が尊厳を持って暮らし続けられるよう、高齢者への虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、認知症に対する正しい理解を促進する取組や高齢者ほっと支援センター（地域包括支援センター）の相談窓口の周知を進めます。	高齢介護課
⑤ 障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待対策に取り組みます。	障害福祉課

(6) 生活困窮者への支援対策の推進

「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」を中心に、生活に困っている方を対象に自立のための相談支援や援助をし、適切な支援につなげるために相互に連携して支えるネットワークの構築を目指します。

取組内容	担当課
① 「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」により、相談支援、就労支援、居住支援、情報提供など自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
② 生活困窮者の自立へ向けた支援のため、当市、ハローワークなどの関係機関が連携して支援を行う体制を構築します。	生活福祉課
③ 生活困窮者を支援するために、社会資源の活用や社会参加の場づくり等を行うとともに、新たな社会資源の創出や支援が必要な対象者の早期の把握や見守りのため必要な地域ネットワークを構築して、「相互に支え合う」地域づくりを目指します。	生活福祉課
④ 経済的な課題のある障害のある人の世帯の支援において、「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」との連携により支援します。また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築を目指します。	障害福祉課

基本目標 3 地域活動への住民参画の促進

プライバシー重視の生活様式が広がる一方で、孤立、虐待など潜在的な問題が表面化して社会問題となっており、身近な地域でのつながりやコミュニケーションの必要性が一層高まっていることがうかがえます。

自分たちのことは自分たちで、地域のことを地域の人達が考えることや地域のかかわり合いの大切さについて、さらに周知・啓発したり、地域の連携と協働を目的としている自主活動を支援し、地域の力・資源の活用を促進します。

地域福祉計画に関するアンケートでは、自治会の加入率は42.8%で、年齢が上がると加入率は高まっています。参加していない理由は「参加する機会がないから」「仕事や家事・育児などで時間がないから」と「自治会の活動内容がわからないから」などがあげられており、参加機会を広く、様々な形で提供することも必要となっています。

(1) 自治会活動の支援

地域のつながりを深め、地域の防犯・防災などにつながる地域の自主組織として、自治会活動を支援します。

取組内容	担当課
① 自治会の運営を支援します。	地域振興課
② 自治会に必要な情報提供を行い、運営を支援します。	地域振興課
③ 自治会の活動状況等の周知に努めます。	地域振興課

(2) ボランティア等活動の推進

福祉・教育・文化・防災などの多様な分野において、市民が自発的・主体的に参加できるように、ボランティアの育成と活動支援に努めます。

取組内容	担当課
① ボランティア活動やNPO活動等を支援していきます。	地域振興課
② ボランティア活動を希望する方に情報を提供することで、活動を支援していきます。	地域振興課
③ 日本語ボランティアの育成、日本語ボランティアグループの支援や情報提供を行い、ボランティア活動を支援していきます。	地域振興課
④ 障害のある人のためのボランティアの育成を支援します。	障害福祉課

(3) 社会福祉協議会との協働

地域の福祉活動の中心的組織であり、ふれあいのまちづくり事業をはじめ、地域の市民活動を支援していく中核的な組織である、社会福祉協議会の運営を支援します。

取組内容	担当課
① 地域の福祉活動の中心的組織である社会福祉協議会の運営及び事業の補助を行い、地域福祉活動を支援していきます。	福祉推進課

◎補足：社会福祉協議会とは

社会福祉協議会では、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進の取組を行っています。

(4) シルバー人材センターとの協働

高齢者が社会参加し自らの経験や能力を生かすことができるよう、シルバー人材センターの運営を支援していきます。

取組内容	担当課
① 東大和市シルバー人材センターの運営に関する補助を行い、高齢者の就業機会の拡充を支援していきます。	福祉推進課

◎補足：シルバー人材センターとは

シルバー人材センターでは、定年退職者などの高齢者に、ライフスタイルに合った「臨時的かつ短期的な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

基本目標 4 福祉の環境づくりの推進

子どもから大人まで全ての住民が福祉についての理解を深め、地域共生社会の実現のため、多くの方に地域福祉を知ってもらうように啓発し、様々な場面で市民の協力・参画を促進します。

(1) 福祉教育の推進

全ての市民がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、地域の中で共生する力を育むことを目標に、多世代に向けた福祉教育を推進します。

取組内容	担当課
① 福祉への関心を高める啓発活動や福祉活動へ参加する機会の設定などについて、関係機関と協力し地域共生社会の推進に努めます。	福祉推進課
② 児童・生徒の福祉への関心を高めるため、福祉教育の推進に努めます。	教育指導課
③ 公民館活動等で福祉に関する教室・講座などを開設し、家庭・地域での福祉教育の推進に努めます。	中央公民館
④ 社会を明るくする運動の「主要事業」や社会福祉協議会主催の「福祉祭」などをとおして、市民が福祉活動へ参加して理解を深めるとともに地域共生社会創出の機会を設けます。	福祉推進課
⑤ 高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしく生活していくことができるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）や認知症に関する講演会や研修会等を開催し、認知症等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。	高齢介護課
⑥ 障害者や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。	福祉推進課 高齢介護課 障害福祉課 保育課 青少年課
⑦ 障害のある人の理解のための啓発活動を行います。	障害福祉課
⑧ 障害者差別解消法に基づく市職員向け研修会を実施するとともに、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	障害福祉課

(2) 福祉サービス苦情相談窓口の運営

福祉サービスに関する苦情や相談に対応し、福祉サービス利用者がサービス提供事業者と対等な関係で契約し、必要なサービスを利用できるよう支援します。

取組内容	担当課
① 社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」において、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援していきます。	福祉推進課

(3) 利用者の立場に立った福祉サービスの推進

利用者が自ら必要な福祉サービスを選択して利用できるように、適切に提供を行います。また、利用者のケアマネジメントも推進します。

取組内容	担当課
① 福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。	福祉推進課 関係各課
② 健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人や運営事業者に対し指導検査を行います。	福祉推進課 関係各課

(4) 福祉人材の育成と福祉サービス提供体制の確保

福祉サービスの安定的な提供体制と福祉人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

取組内容	担当課
① 介護人材の確保に向けた取組を推進します。	高齢介護課
② 介護現場の業務効率化の支援を行います。	高齢介護課
③ 障害福祉サービス事業所等の確保及び障害福祉人材の確保・養成を行います。	障害福祉課
④ 保育分野の人材の確保に向けた取組を推進します。	保育課

基本目標 5 福祉のまちづくりの推進

まちづくりの推進には、全ての人が利用しやすく、それぞれの能力を生かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりの視点が基本となります。

地域福祉計画に関するアンケートでは、今後の市の姿として、「高齢者が安心して住める市」と「防災・防犯対策が充実して安心して住める市」が多く回答されており、安全・安心のまちづくりを推進していくことが重要です。

(1) 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備

市民にとって安全で利用しやすいまちを目指して、市民の利用する公共建築物や公園・道路などの公共施設の整備・改善に努めます。

取組内容	担当課
① 公共施設等の整備について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で福祉のまちづくりの促進に努めます。	関係各課
② 歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。	土木課
③ ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけや整備を行い、高齢者や障害者などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。	都市計画課
④ 誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。	教育総務課

(2) 民間施設の整備促進

地域のバリアフリー化に向け、市民の利用の多い民間施設への指導・啓発に努めます。

取組内容	担当課
① 東京都福祉のまちづくり条例の届出対象施設について、必要に応じて指導・助言を行います。	都市計画課
② 東京都福祉のまちづくり条例の情報を提供し、誰もが利用しやすい施設整備について啓発を行います。	都市計画課

(3) 災害時要配慮者対策の推進

災害時の避難等で支援が必要な高齢者や障害のある人の把握を関係機関と連携して行い、災害時における支援体制づくりに努めます。

取組内容	担当課
① 災害時における高齢者や障害のある人などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。	福祉推進課
② 避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センター（地域包括支援センター）などの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。	福祉推進課

（４）安全・安心を守る環境づくりの推進

市民生活の地域の安全・安心を確保するため、交通安全対策や防犯・防災対策を推進します。

取組内容	担当課
① 交通安全教室や運転者講習会などの実施により、誰もが安心して外出できるよう、交通安全思想の普及に努めるとともに、交通安全施設の整備を関係機関に働きかけていきます。	土木課
② 消費者への啓発・情報提供・相談を通じて、契約トラブルや悪質商法被害の防止に努めていきます。	地域振興課
③ 地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。	防災安全課
④ 災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。	防災安全課
⑤ 感染症予防、感染症拡大防止対策として、市民、関係団体や福祉サービス事業所への新しい生活様式やガイドラインの周知・啓発を図ります。	関係各課

（５）公共交通の連携と移送サービスの充実

コミュニティバスの利用促進と移動支援事業などにより、移動に支援が必要な人の暮らしを支援します。

取組内容	担当課
① コミュニティバス（ちょこバス）の運行状況の検証を行いながら、利便性の向上に努めます。	都市計画課
② ＮＰＯ法人などが行う移動制約者のための有償の移送サービスについて、申請の相談など、団体の活動支援に努めます。	福祉推進課
③ 移送サービスを行う活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。	福祉推進課
④ 福祉タクシー事業やガソリン費助成事業などの利用を促進して外出の支援を行います。	障害福祉課

第5章 成年後見制度の更なる利用促進

1 成年後見制度の更なる利用促進をするに当たって

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方の権利を保護するための制度です。

大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見人が選任されてはじめて任意後見契約の効力が生じます。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度であり、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）は、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や、その他の法人後見機関等が成年後見人等になる場合と、家族などが親族後見人等として選任される場合があります。

●法定後見制度の類型

区 分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	後見人	

(2) 背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律は、成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備の3つを基本理念と定めています。

また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

そして、地域住民の需要に応じた利用の促進、地域において成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化、関係機関等の相互の緊密な連携の確保などが基本方針として掲げられています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律により、国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、同法第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

このことから、当市においても、地域福祉計画内の本章において当市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくことにしました。

(3) 位置づけ

本章は、前述の「国の基本計画」にて、策定することが努力義務として定められている、市町村における成年後見制度利用促進基本計画に相当します。単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めることで、地域での福祉サービスのみならず、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者総合プラン」及びその他の関連計画との整合、連携を図ります。

(4) 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）

当市は、東大和市社会福祉協議会へ成年後見制度に係る業務として「成年後見活用あんしん生活創造事業」を委託しています。東大和市社会福祉協議会は成年後見制度推進機関として、成年後見人等への支援、関係機関との連携、連絡、情報提供を行っています。

●東大和市社会福祉協議会の相談件数等実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者サポート					
成年後見制度相談件数	396件	393件	529件	530件	613件
成年後見専門相談	18件	17件	18件	19件	19件
ふくし法律相談	20件	17件	18件	19件	20件
福祉サービス利用援助(地域福祉権利擁護事業)					
新規・契約前相談	45件	51件	35件	52件	49件
契約後相談支援	2,217件	2,678件	3,338件	3,479件	3,893件

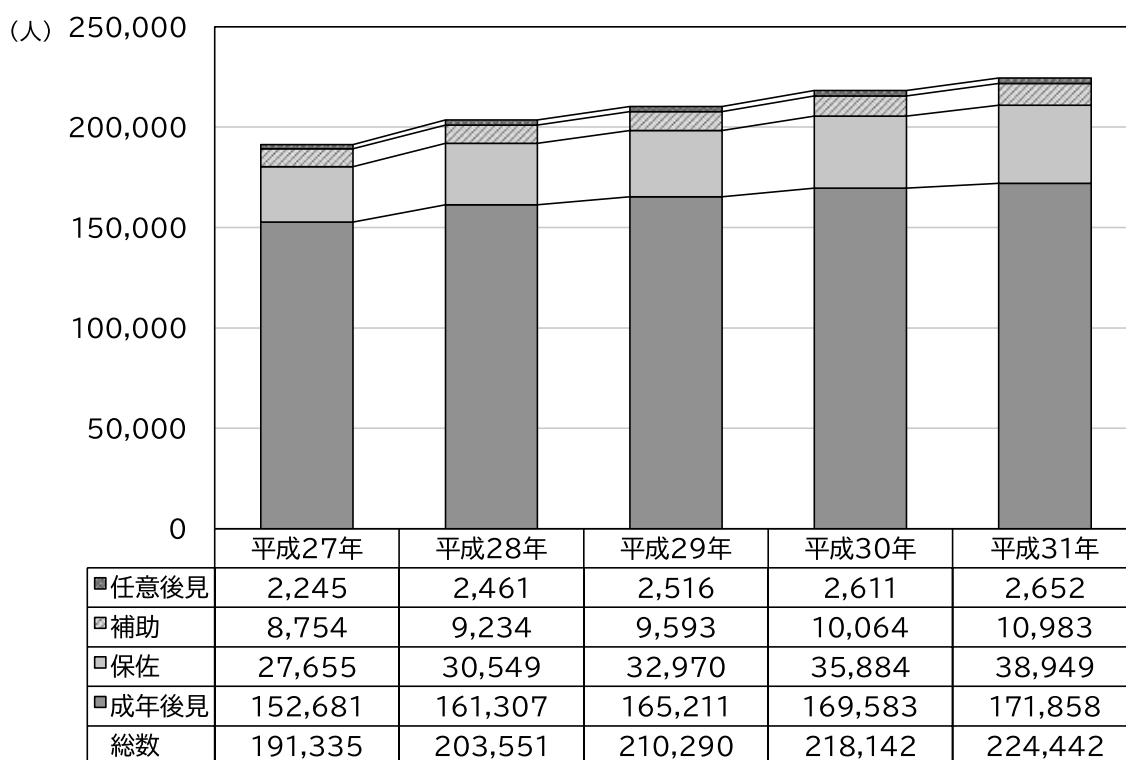
出典：東大和市社会福祉協議会

(5) 全国的な成年後見制度の利用状況・傾向

平成31年1月1日時点における全国の成年後見制度（任意後見・補助・保佐・成年後見）の利用者数は合計で224,442人、対前年比約2.9%の増加となっています。

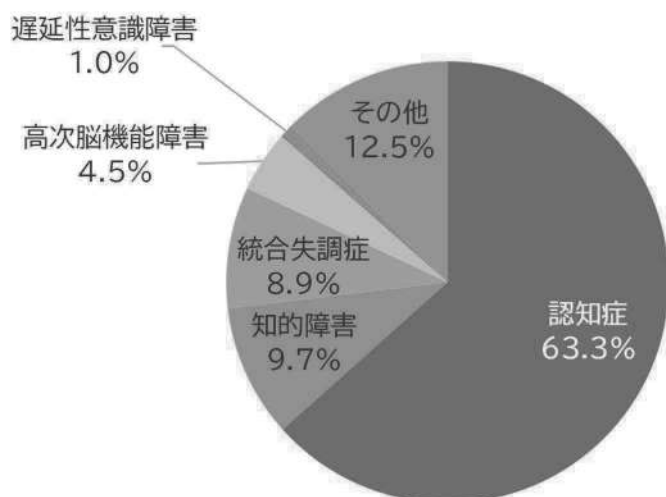
開始原因としては認知症が最も多く、全体の約63.3%を占めています。

●成年後見制度の利用者数の推移(全国)



出典：成年後見関係事件の概況(裁判所資料)

●開始原因別割合(全国)



※開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

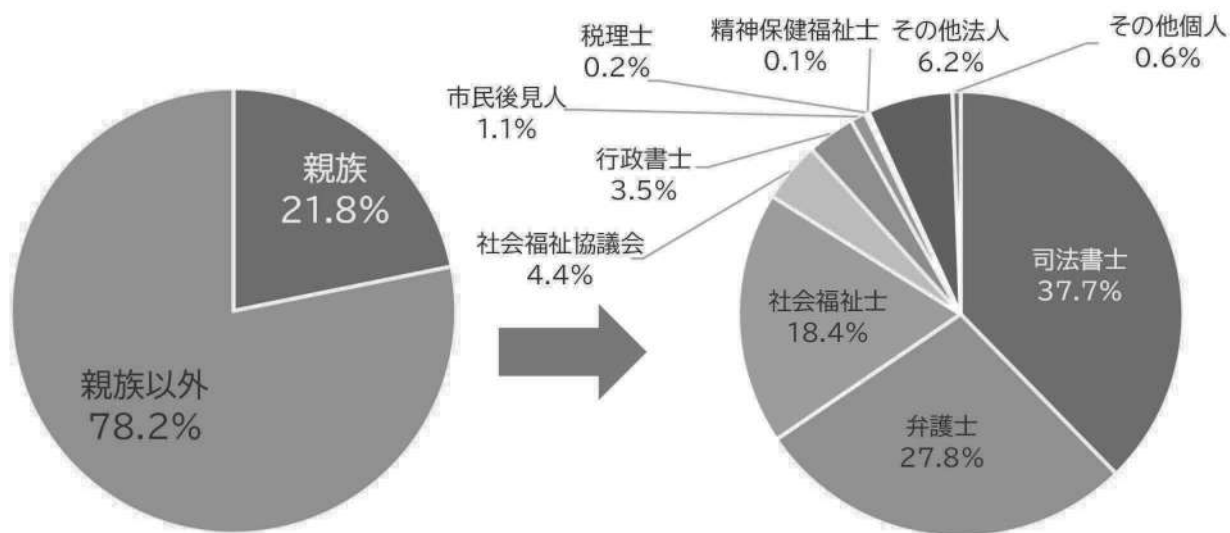
出典:成年後見関係事件の概況(裁判所資料)

成年後見人等(補助人・保佐人・後見人)と本人との関係は、「親族以外」が全体の約78.2%と多く、「親族」(21.8%)を上回っており、親族よりも専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。

●後見人等と本人との関係(全国)

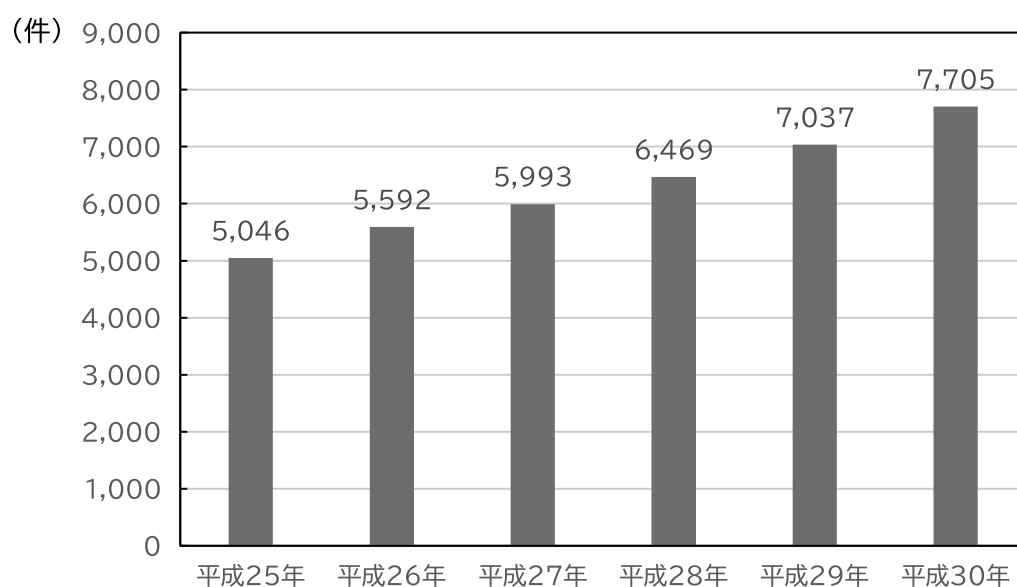
【後見人等と本人との関係(2区分)(全国)】

【親族以外の内訳(全国)】



出典:成年後見関係事件の概況(裁判所資料)

●市区町村長申立件数の推移(平成25年～平成30年)



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市区町村長申立件数(件)	5,046	5,592	5,993	6,469	7,037	7,705
総数に占める割合	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%
総件数(件)	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

出典:成年後見制度の現状(厚生労働省資料)

●市区町村長申立件数(平成30年)

	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合
東京	1,196件	4,940件	24.2%
全国	7,705件	36,186件	21.3%

※1 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※2 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

出典:成年後見制度の現状(厚生労働省資料)

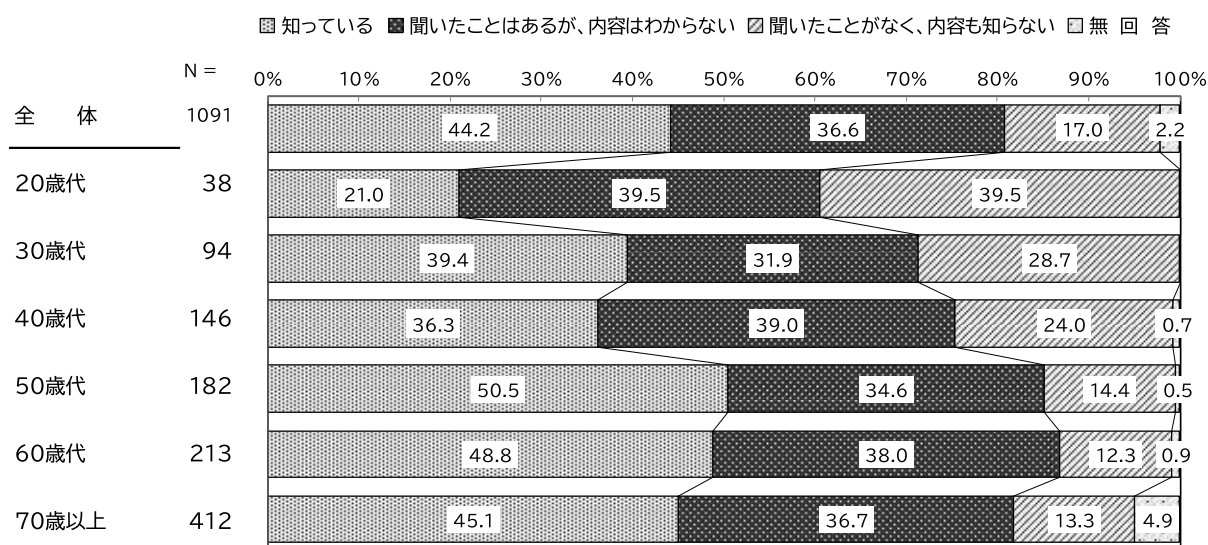
(6) 当市の状況

①認知度

地域福祉計画に関するアンケート調査結果によると、成年後見制度の認知度は「知っている」が44.2%、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が36.6%、「聞いたことがなく、内容も知らない」が17.0%となっています。

全国における「聞いたことがなく、内容も知らない」方の割合は26.7%であるため（内閣府政府広報室「認知症に関する世論調査」令和2年1月より）、当市における成年後見制度の認知度は比較的高いといえます。

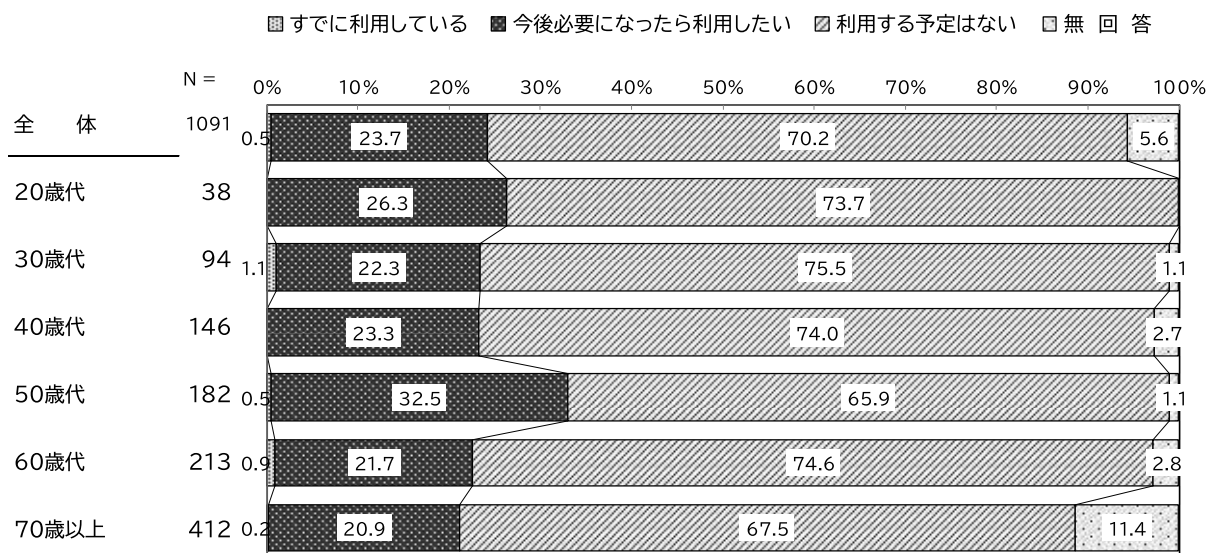
問36 「成年後見制度」の認知[%]



②成年後見制度の利用について

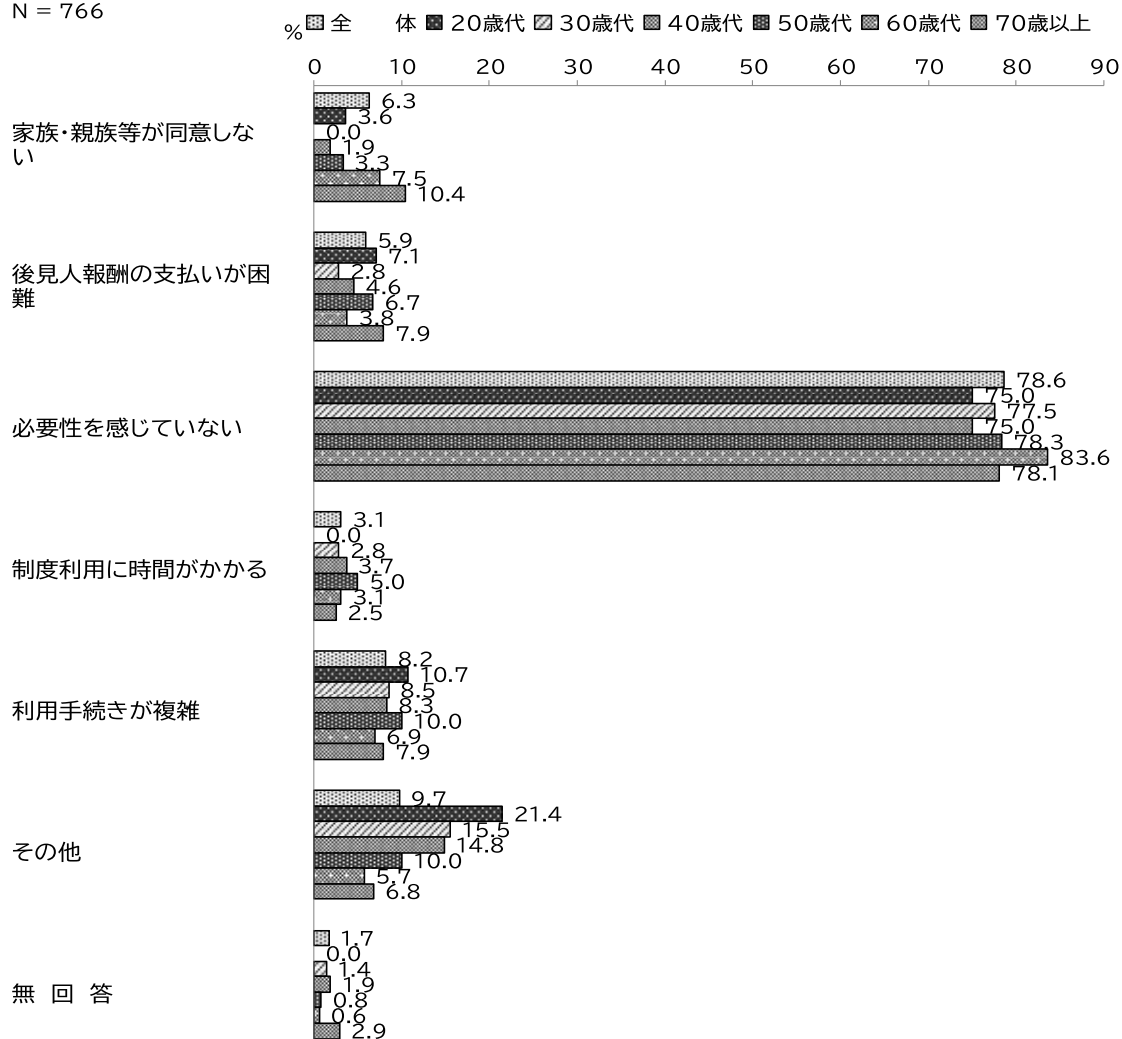
全体では成年後見制度を「利用する予定はない」が70.2%と多くを占めています。また、成年後見制度を利用しない理由として、「必要性を感じていない」が78.6%と多くなっています。

問37 「成年後見制度」の利用予定[%]



問39 「成年後見制度」を利用しない理由[%・複数回答]

N = 766



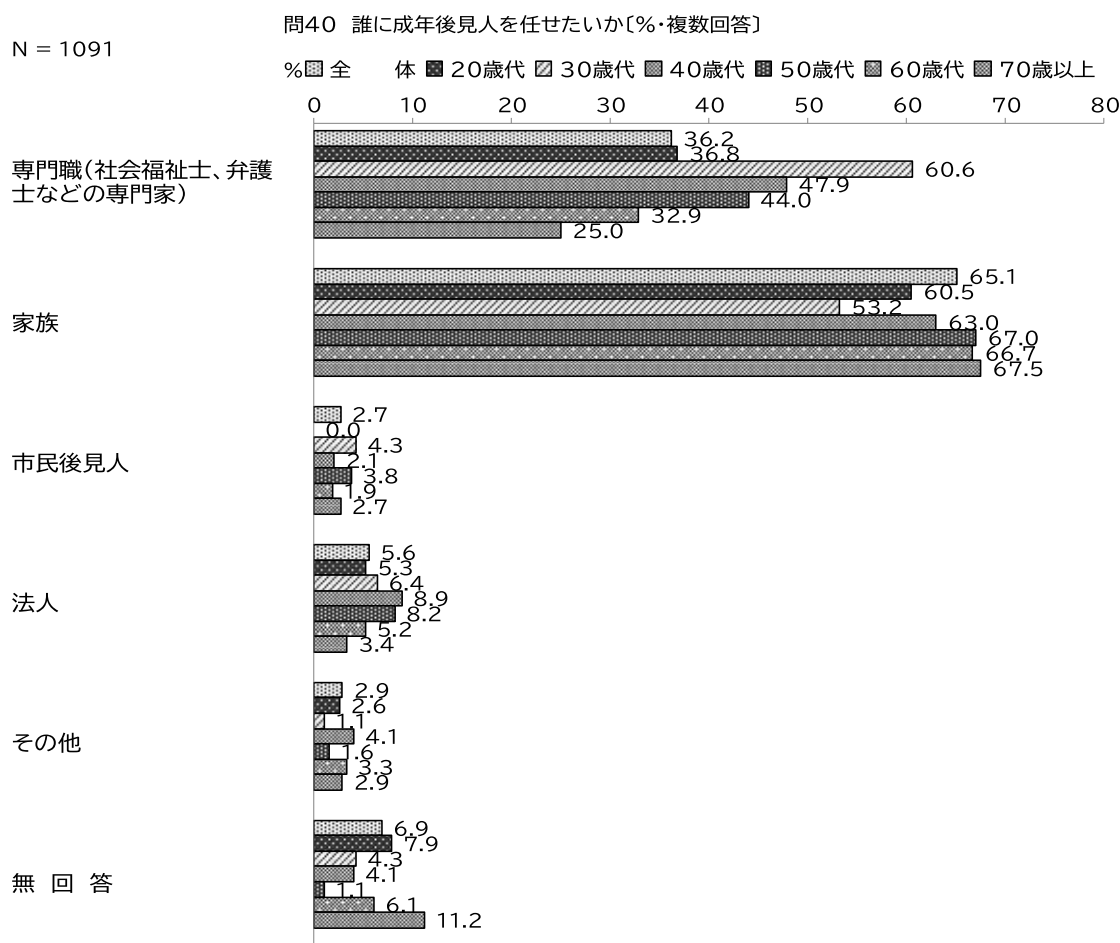
③成年後見制度を利用するに当たって、誰に成年後見人を任せたいか

全体では「家族」が65.1%と多く、「専門職（社会福祉士、弁護士などの専門家）」が36.2%と続いています。

その一方で、市民後見人（※1）は全体で2.7%、法人（※2）は全体で5.6%であり、家族や専門職と比較して著しく低い割合です。

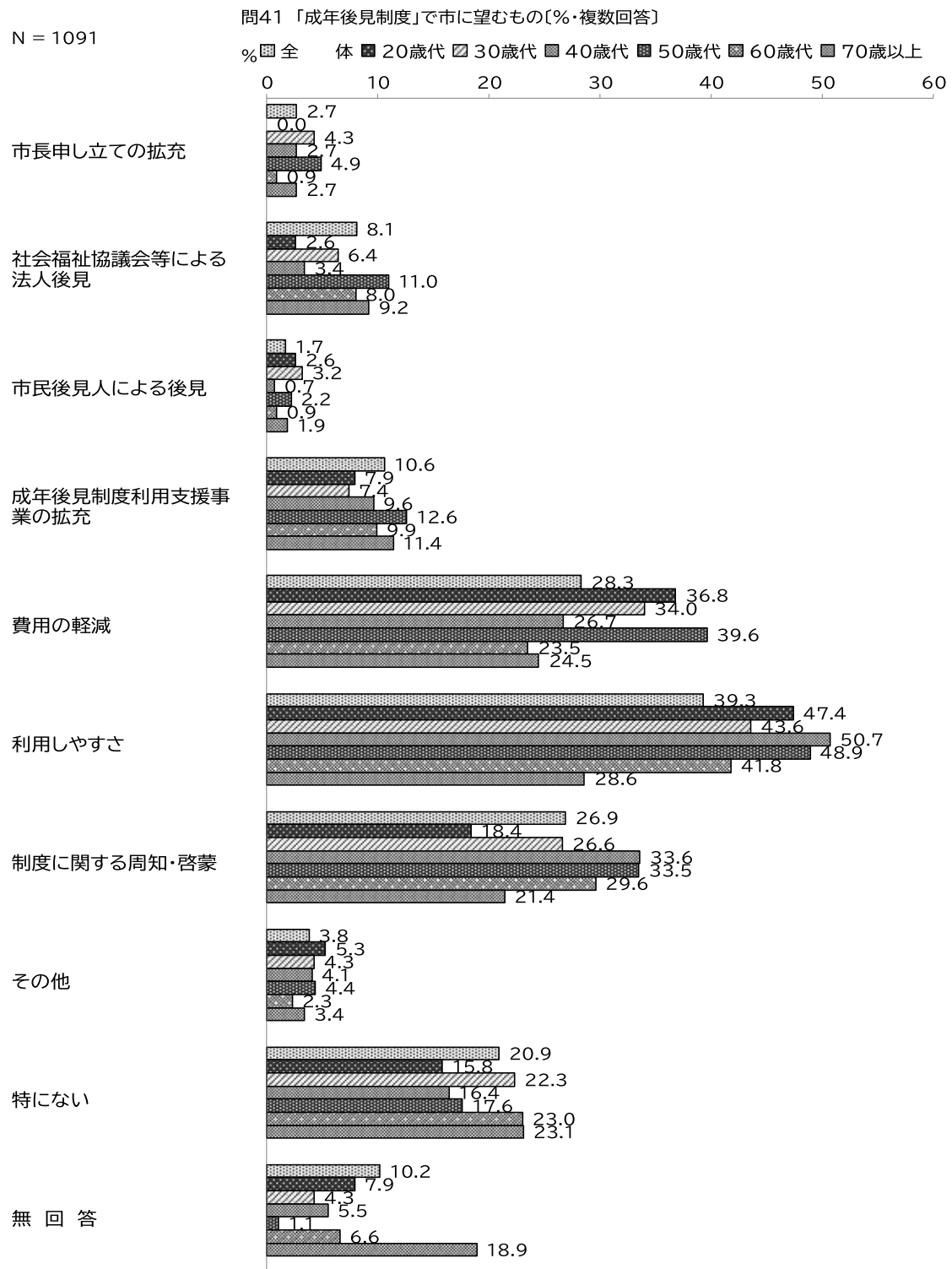
※1 市民後見人：社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、区市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された方を指します。

※2 法人：成年後見制度では多くの場合、親族や第三者である個人が後見人等に就任しますが、法人も一人格として後見人等になることが可能であり、これを法人後見といいます。



④「成年後見制度」で当市に望むものは何か

全体では、「利用しやすさ」が39.3%と多く、「費用の軽減」が28.3%、「制度に関する周知・啓蒙」が26.9%と続いています。



2 現状から見た課題

(1) 基本的な考え方・現状

地域福祉計画に関するアンケート調査では、市内において70.2%の方が成年後見制度を利用する予定は「ない」と回答しており、またその理由の大半を占めるのは「必要性を感じていない」というものでした。現在、超高齢社会である日本においては、およそ15%の人が認知症になるともいわれていますが、そのような実情とは著しくギャップがある結果であるといえます。

また、成年後見制度を利用するに当たっては、大半の方が家族、あるいは専門職に後見人を任せたいと考えていることがわかりました。しかし、現在市内では専門職の後見人不足が深刻化しています。

成年後見制度で本市に望むものとしては、割合が高い順に「利用しやすさ」、「費用の軽減」、「制度に関する周知・啓蒙」となっていますが、これらは相互に関係しあっているものであると考えます。費用が高いため、そして、制度に関する周知・啓発が十分でないため、利用しづらいのではないかと考えます。

(2) 現状から見た課題・基本目標

基本目標1 成年後見制度利用支援体制の充実

多くの市民が成年後見制度の必要性を感じていないこと、本市に対して制度の利用しやすさを求めていることは、成年後見制度の周知・啓発が十分ではないためであると考えられます。また、地域共生社会実現の観点からも、成年後見人と成年被後見人の一対一の関係から変化させ、地域ぐるみでサポートする体制をつくるために、啓発範囲の拡大が必要であると考えます。以上のことから、成年後見制度の周知・啓発の強化を行うこととします。

現在本市では、成年後見人等への報酬費用の助成の対象者は、原則、市長による審判の請求により、後見開始等の審判を受けた者としています。本市に望むものとして「費用の軽減」が挙げられていることから、成年後見人への報酬費用助成の金額・対象者の拡大についても検討を行います。

また、時代とともに変化する状況に柔軟に対応できる支援体制を維持できるようにするため、三士会（※）等との意見交換会議の実施を継続します。

※三士会：弁護士、司法書士、社会福祉士から構成される専門職の団体。

基本目標２ 地域における権利擁護の担い手支援

現在、当市では、市民後見人の養成や、法人後見事業の委託を行っていません。しかし、市内では専門職の後見人不足が深刻化しており、担い手の確保が必要となっています。市民後見人には、地域に根付いたきめ細かな身上監護を行うことができる等のメリットがあります。法人後見にも、特に被後見人が若い場合などに後見業務の継続性・永続性を担保できる等のメリットがあります。上述のようなメリットを周知し、市民の理解を得ていくこととあわせて検討を進めていくこととします。

基本目標３ 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり

「（１）基本的な考え方・現状」にあるとおり、多くの人にとって成年後見制度が必要である一方で、多くの人が成年後見制度は必要ないと考えています。また、市における成年後見制度の認知度は比較的高いといえますが、いまだ半数以上の方が成年後見制度の内容について知らないのが現状です。こうした状況においても、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を達成するべく、地域連携ネットワークを整備（中核機関を設置）することを目指します。

3 成年後見制度の利用を促進するための事業

基本目標 1 成年後見制度利用支援体制の充実

成年後見制度に関する啓発とともに、成年後見制度の利用を支援するための体制づくりに取り組みます。

取組内容	担当課
① 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）と連携しながら、制度の周知・啓発を充実します。	福祉推進課
② 専門職（三士会）との意見交換会議を随時行い、連絡・調整・情報交換を行います。	福祉推進課
③ 成年後見人等への報酬費用の助成について、その範囲・金額について検討を行います。	福祉推進課
④ 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）が実施している成年後見制度の利用相談を推進します。	福祉推進課
⑤ 職員体制・業務分担等を見直し、職員負担軽減・業務円滑化を図ります。	福祉推進課
⑥ 制度利用の要否、申立て者の決定、受任調整、利用者支援等の制度利用に係る事柄について、関係各課・専門家等を交え、総合的に判断する「場」を設けることを目指します。 なお、地域連携ネットワークの整備に当たっては、この「場」がチームや協議会（P59図参照）の機能を備えていきます。	福祉推進課

【成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）の動き】

特に、成年後見制度の周知・啓発においては、市民や関係機関への情報提供において主となって活動します。

また、三士会との意見交換を定期的に行い、情報収集に努めます。

基本目標 2 地域における権利擁護の担い手支援

権利擁護の支援が必要な人が相談や手続きなどを円滑にできるように、地域における権利擁護を支援する担い手の確保・育成に努めます。

取組内容	担当課
① 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）と連携し、市民後見人の養成を実施することを目指します。 また、市民後見人のメリット等を周知することで、市民の理解を得ていくことも目指します。	福祉推進課
② 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）に法人後見事業を委託することを目指します。 また、法人後見のメリット等を周知することで、市民の理解を得ていくことも目指します。	福祉推進課

【成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）の動き】

成年後見制度推進機関としての知識・ノウハウを活かし、市民後見人養成事業・法人後見事業について市と共同で検討します。

基本目標３ 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり

成年後見制度、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）をはじめ生活上の必要な支援を利用して生活できるように、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

取組内容	担当課
① 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）が実施している福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）による、地域に暮らす困りごとのある方への支援を推進します。また、事業利用者に対し、成年後見制度の利用を適切に案内します。	福祉推進課
② 地域連携ネットワークの中心的な役割（事務局、コーディネート）を担う、中核機関を成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）に委託し、地域連携ネットワークを整備していくことを目指します。（令和８年度までに整備を完了することを目標とします。）	福祉推進課

【成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）の動き】

地域連携ネットワークの整備に当たっては、市と情報共有を行い、その機能や役割分担等について検討していきます。

◎補足：地域連携ネットワークについて

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るため制度を利用できるよう、相談窓口を整備し、地域福祉権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

平成２９年３月２４日に閣議決定された「国の基本計画」は、市町村が地域連携ネットワーク・中核機関を段階的・計画的に整備するよう、市町村計画を定めるよう努めることを求めました。

当市においてもそれらの整備について言及し、具体的に検討していくこととします。

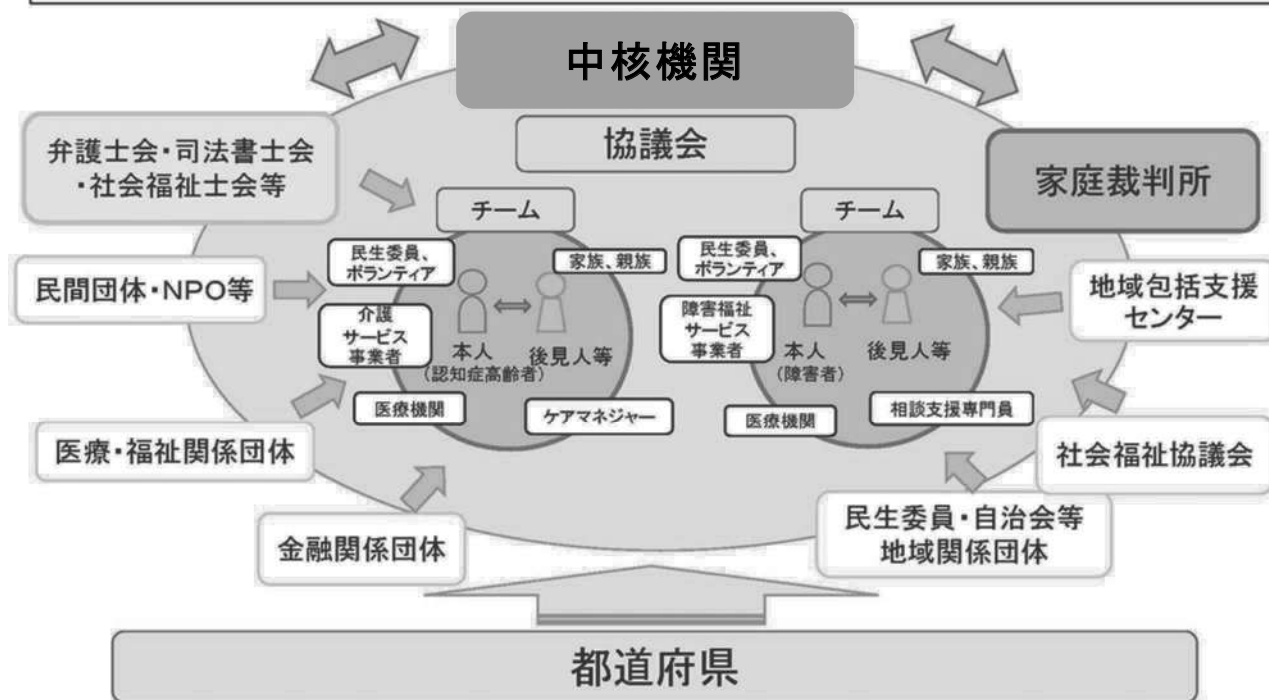
なお、地域連携ネットワークの構成要素は①「チーム」、②「協議会」、③「中核機関」（Ｐ５９図参照）であるため、①・②の設置についても、検討を進めていきます。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



出典：厚生労働省資料（一部加工）

4 関連事業

ここでは、関連計画内の成年後見制度に関する事業について掲載（※）しています。関連計画と連携を取り合い、一体となって成年後見制度の利用促進を目指します。

※見出しの番号等は、各計画の番号をそのまま使用しています。

【東大和市高齢者福祉計画の関連事業】

5. 住まい・日常生活支援の充実

（3）権利擁護の充実

- 認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者ほっと支援センターの相談窓口を通じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進します。
- 高齢者が尊厳を持って暮らし続けられるよう、高齢者への虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、認知症に対する正しい理解を促進する取組や高齢者ほっと支援センターの相談窓口の周知を進めます。

【主な事業(取組)】

事業(取組)名	事業(取組)内容	第8期目標
福祉サービス利用 援助事業(地域福祉 権利擁護事業) [福祉推進課]	認知症などにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、利用者との契約により福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行い、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるように、社会福祉協議会を支援していきます。	社会福祉協議会への補助の継続実施を図ります。
成年後見制度の利用支援 [福祉推進課]	認知症高齢者等が判断能力の低下によって日常生活を送ることが困難となった場合でも、地域で安心して生活できるよう、東京都事業の「成年後見制度活用あんしん生活創造事業」に基づき、成年後見制度の利用支援を行います。利用支援については、委託先の社会福祉協議会において、権利擁護や苦情等の専門相談に対応するための推進機関である「あんしん東大和」を継続して実施します。	制度の周知・啓発の更なる強化とともに、権利擁護の担い手支援、権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくりを図ります。
成年後見制度市長 申立 [高齢介護課]	老人福祉法第32条に規定する市長による後見開始等の審判の申立が必要な高齢者(申立を行う親族等がない重度の認知症高齢者等)に対し、市長が申立を行い、審判の請求に係る経費及び成年後見人等の報酬助成を行います。	市長申立が必要な高齢者に対して、申立を行うことで高齢者の財産確保及び権利保全の支援を図ります。

【障害者総合プランの関連事業】

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待防止対策に取り組めます。

●主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害者差別解 消法に基づく 取組 〔継続〕 重点施策①	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害のある人への合理的配慮を行います。 また、障害のある人、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	職員向け研修会を4回実施したほか、各種イベント等においてリーフレットの配布を実施した。 自立支援協議会生活部会で、民間事業者に合理的配慮に取り組んでいただく「インクルーシブ事業者推進事業」の試行をした。	市民や民間事業者への周知と合理的配慮の一層の推進	障害福祉課
		庁内の27の部署において、事業実施時の手話通訳者設置及び音声版発行物の作成、その他の合理的配慮に取り組んだ。	各部署における合理的配慮の推進	各課
1-2 障害者虐待防 止対策の実施 〔継続〕 重点施策①	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議をととして関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターにおいて通報受理、事実確認等を行った。東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議に出席し、情報交換を行った。 支援者向けに虐待防止研修会については、開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	虐待事案への適切な対応と虐待防止のための周知・啓発	障害福祉課
1-3 障害のある人 の意思決定支 援の推進 〔継続〕	障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。 また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、事業者等への周知をさらに進めます。	ケース会議等の際に障害のある人の意思決定を配慮した援護の実施に努めた。 事業者向け研修会を虐待防止研修に合わせて実施予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	障害福祉サービス提供における意思決定支援の徹底	障害福祉課

第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項

(4) 成年後見制度利用支援事業

市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害のある人、精神障害のある人、その保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）に法人後見事業を委託することを目指します。【福祉推進課】

第6章 計画を推進するために

1 協働による地域福祉の推進

地域福祉は、住民や自治会、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO法人等の「地域」、市役所等の「行政」、社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業者等の「関係機関」の連携・協力のもとに成り立っています。

地域福祉を推進するためには、これらの地域を支える人と人とのつながりやそれぞれの活動への理解が必要です。

人と人とが顔を合わせつながり合うことで、よりよい協力関係を築きながら連携し、施策の推進に努め、基本理念である「人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和」を実現していきます。

2 計画内容の周知

市報やホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の目指す理念や目標、取組項目について、広く市民に周知し、地域での活動の浸透を図ります。

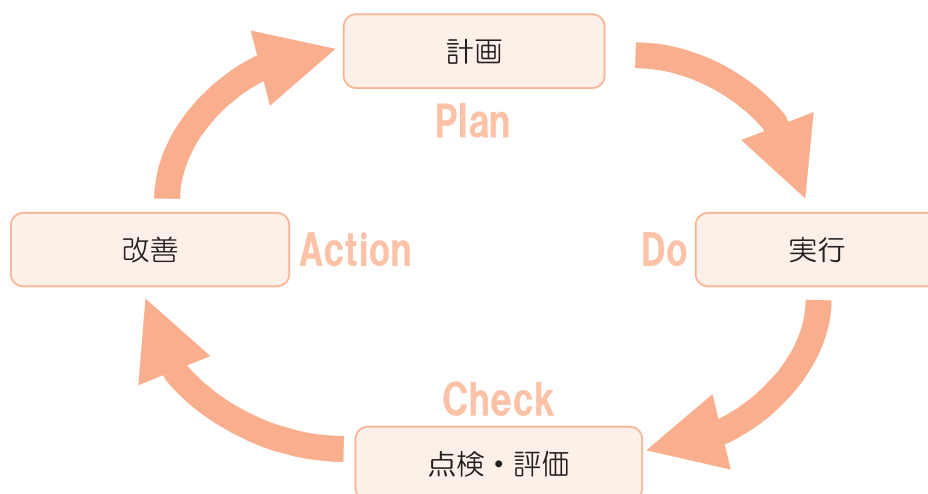
3 計画の進捗管理・評価

これまでも毎年度の点検・評価とともに、計画の最終年度の目標を定め、各年度の実施状況の評価及び報告を行ってきました。

本計画においても、引き続き東大和市地域福祉審議会で実施状況の適切な評価及び進捗管理を行い、計画の着実な推進に努めます。

また、進捗管理については、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づきその進捗状況を管理していくことに努めます。

●PDCAサイクルのイメージ



参 考 資 料

1 東大和市地域福祉審議会条例

平成7年12月26日

条例第34号

(設置)

第1条 東大和市における地域福祉の推進を図るため、東大和市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 地域福祉計画(地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画をいう。)に関すること。
- (2) 障害者計画(障害者の状況等を踏まえて策定される障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)及び障害福祉計画(障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害福祉サービス等に係る業務の円滑な実施に関する計画をいう。)に関すること。
- (3) 健康増進計画(健康増進の推進に関する施策、食育の推進に関する施策及び母子保健に関する施策を総合的に推進するための計画をいう。)に関すること。
- (4) 地域福祉の施策の充実及び推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 保健医療関係者 4人以内
- (3) 福祉等関係者 9人以内
- (4) 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日条例第6号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年12月31日までとする。

附 則(平成27年3月4日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

2 地域福祉審議会委員

(1) 第九次地域福祉審議会 委員

(任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日)

(◎：会長、○：副会長)

選出区分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	◎和 秀俊	田園調布学園大学	
	宮本 浩史	恩賜財団東京都同胞援護会	
	大羽 敬子	東大和市商工会	
保健医療 関係機関 (団体)	○辻 亮作	東大和市医師会	
	齊藤 寛	東大和市歯科医師会	
	野中 明人	東大和市薬剤師会	
	早田 紀子	東京都多摩立川保健所	
福祉等関係 機関(団体)	小林 美智子	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年11月30日まで
	神原 久	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日から
	吉田 彰	東大和市シニアクラブ連合会	
	千坂 真樹	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会	
	井上 貴義	東大和市共同作業所連絡会	
	水谷 雅弘	東大和障害福祉ネットワーク	
	折原 義和	東大和市私立保育園園長会	
	若松 眞由美	ボランティア会	
	中澤 正至	東大和市社会福祉協議会	
	獅子野 秀美	都立東大和療育センター	
公募市民	外池 武嗣		
	野口 文雄		
	山本 則文		
	水落 宏		

(2) 第九次地域福祉審議会 地域福祉部会員

(◎：部会長)

部会名	構成委員名	所 属	備 考
地域福祉部会 (担当・福祉 推進課)	中澤 正至	東大和市社会福祉協議会	
	和 秀俊	田園調布学園大学	
	千坂 真樹	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会	◎令和元年12月1日から
	吉田 彰	東大和市老人クラブ連合会	
	小林 美智子	東大和市民生委員・児童委員協議会	◎令和元年11月30日まで
	神原 久	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日から
	折原 義和	東大和市私立保育園園長会	
	山本 則文	公募市民	

3 審議経過

(1) 地域福祉審議会 全体会

区 分	日 程・会 場	主 な 審 議 内 容
平成 31年度 第2回	令和2年2月10日 19:00～ 東大和市役所会議棟	(1) 第6次地域福祉計画等福祉5計画進捗状況報告について ①アンケート調査(調査票と概要) (2) 平成30年度の実施状況報告について (3) 答申(案)について
令和 2年度	令和2年8月14日～31日	第6次地域福祉計画等福祉5計画策定に係る資料(骨子案)の 送付
第1回	令和2年11月17日 19:00～ 東大和市役所会議棟	(1) 第6次地域福祉計画等福祉5計画(中間案)について (2) 令和2年度地域福祉審議会の予定について
第2回	令和3年2月19日 19:00～ 東大和市役所会議棟	(1) 第6次地域福祉計画等福祉4計画(案)について (2) 平成31年度の実施状況報告について (3) 答申(案)について

(2)地域福祉審議会 専門部会

部 会	日 程・会 場	主 な 審 議 内 容
地 域 福 祉 部 会	令和元年10月21日 19:00～ 東大和市役所会議棟	平成31年度第1回 地域福祉審議会地域福祉部会 (1) 第6次東大和市地域福祉計画の策定までの流れについて (2) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査について (3) その他
	令和2年1月22日 19:00～ 東大和市役所会議棟	平成31年度第2回 地域福祉審議会地域福祉部会 (1) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査について (2) 第五次地域福祉計画策定30年度実施状況調査報告について
	令和2年7月15日 19:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第1回 地域福祉審議会地域福祉部会 (1) 第6次東大和市地域福祉計画の骨子案について (2) 令和2年度の地域福祉審議会のスケジュールについて
	令和2年10月28日 19:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第2回 地域福祉審議会地域福祉部会 (1) 第6次東大和市地域福祉計画の中間案について (2) その他
	令和3年1月27日 19:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第3回 地域福祉審議会地域福祉部会 (1) 第6次東大和市地域福祉計画(案)とパブリックコメントの結果について (2) 第五次地域福祉計画平成31年度実施状況調査報告について

部 会	日 程・会 場	主 な 審 議 内 容
障害者 部 会	令和元年11月12日 19:00～ 東大和市役所会議棟	平成31年度第1回 地域福祉審議会障害者部会 (1) 東大和市障害者総合プラン実施状況報告書について (2) 第2次東大和市障害者総合プラン策定のための事前調査について (3) 「障害福祉計画・障害児福祉計画」に関する国の動向について
	令和2年2月20日 19:00～ 東大和市役所会議棟	平成31年度第2回 地域福祉審議会障害者部会 (1) 第2次東大和市障害者計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査速報値について (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて (3) 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について
	令和2年7月14日 19:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第1回地域福祉審議会障害者部会 (1) 第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について (2) 計画の理念及び目標について (3) 計画の構成(案)について (4) 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について
	令和2年10月21日 19:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第2回地域福祉審議会障害者部会 (1) 東大和市障害者総合プラン平成31年度実施状況について (2) 第2次東大和市障害者総合プラン中間案について
	令和3年1月21日 18:00～ 東大和市役所会議棟	令和2年度第3回地域福祉審議会障害者部会 (1) 第2次東大和市障害者総合プランについて
健 康 推 進 部 会	令和元年11月21日 19:30～ 保健センター	平成31年度第1回 地域福祉審議会健康推進部会 (1) 第2次東大和市健康増進計画及び東大和市自殺対策計画の策定について (2) その他
	令和2年6月30日 19:30～ 保健センター	令和2年度第1回地域福祉審議会健康推進部会 (1) 第2次東大和市健康増進計画及び東大和市自殺対策計画(原案)について (2) その他
	令和2年10月22日 19:30～ 保健センター	令和2年度第2回地域福祉審議会健康推進部会 (1) 第2次東大和市健康増進計画及び東大和市自殺対策計画(中間案)について (2) 東大和市健康増進計画 平成31年度実施状況報告(案)について (3) その他
	令和3年1月26日 19:30～ 保健センター	令和2年度第3回地域福祉審議会健康推進部会 (1) 第2次東大和市健康増進計画及び東大和市自殺対策計画(案)について (2) その他

(3)市民説明会

区 分	日 程・会 場	主 な 内 容
第 1 回	令和2年12月19日 10:00～ 東大和市役所会議棟	1. 各計画（案）の説明 2. 質疑応答 3. その他連絡事項等
第 2 回	令和2年12月21日 13:00～ 東大和市役所会議棟	

(4)市民意見募集・閲覧

区 分	意見募集・閲覧機関	主 な 内 容
市 報	令和2年12月1日号に掲載	福祉5計画の意見募集について ・第6次地域福祉計画（案） ・高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） ・第2次障害者総合プラン（案） ・第2次健康増進計画（案） ・自殺対策計画（案）
ホーム ページ	令和2年12月4日～ 令和3年1月4日	
閲 覧	令和2年12月4日～ 令和3年1月4日	

(5)答 申

区 分	日 程	主 な 内 容
答申書 提 出	令和3年3月23日(火)	1 地域福祉計画について 2 障害者計画及び障害福祉計画について 3 健康増進計画について 4 地域福祉の施策の充実及び推進に関すること 5 その他市長が必要と認める事項 「東大和市自殺対策計画」について

第6次東大和市地域福祉計画

令和3年3月

発 行／東大和市
編 集／東京都 東大和市 福祉部福祉推進課
〒207-8585 東京都東大和市中中央3-930
TEL(042)563-2111
FAX(042)563-5930

